

第 6 次国立大学法人等施設整備 5 か年計画（R8～12 年度）策定に向けた中間まとめ （素案）

目次

はじめに

第 1 章 国立大学法人等に求められる役割と方向性等

1. 国立大学法人等を取り巻く状況
2. 国立大学法人等の役割
3. 国立大学法人等の方向性

第 2 章 国立大学法人等の施設に求められる役割と方向性

1. 「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議」において示された内容
 - （1）国立大学等キャンパス・施設の目指すべき方向性
 - （2）「イノベーション・commons」の考え方と取組のポイント
 - （3）「イノベーション・commons」実現に向けたキャンパス・施設等の整備の考え方
2. その他近年の国立大学法人等を取り巻く状況を踏まえた方向性

第 3 章 「第 5 次国立大学法人等施設整備 5 か年計画」の取組状況

1. 整備目標（基本的な考え方、整備内容）の取組状況
 - （1）「イノベーション・commons」への転換
 - （2）整備内容の進捗状況
 - ①老朽改善整備
 - ②ライフライン更新
 - ③新增築整備
 - ④大学附属病院整備
2. 実施方針の取組状況
 - （1）文部科学省の取組
 - ①必要な予算の確保
 - ②高等教育・科学技術政策等の連携推進
 - ③長寿命化に向けた取組の推進
 - ④多様な財源の活用推進
 - ⑤理解増進
 - （2）国立大学法人等の取組

- ①戦略的な施設整備
 - i) 施設の総量の最適化
 - ii) スペースの適切な配分等
 - iii) 施設の維持管理費等の財源確保
- ②施設マネジメントの更なる推進
 - i) 外部専門家の活用
 - ii) 施設情報の見える化
 - iii) 適切な維持管理
 - iv) 省エネルギーの推進
- ③多様な財源の活用
- ④地方公共団体や産業界との連携

第4章 地域と共に発展する共創拠点の実装化に向けた課題と方向性

- (1) ソフト・ハード一体となったキャンパス全体の共創拠点の実装化
- (2) 地域の防災拠点の実現
- (3) 戦略的な施設マネジメント
- (4) 附属病院の機能強化
- (5) 国立高等専門学校機能強化

第5章 地域と共に発展する共創拠点の実装化に向けた整備目標等

- 1. 戦略的な施設マネジメントの推進
 - (1) 全学的な体制の構築
 - (2) 保有面積の総量最適化
 - (3) 施設の有効活用
 - (4) カーボンニュートラルに向けた継続的な取組
 - (5) 財源の確保
 - (6) 施設系職員に期待される役割
- 2. 次期5か年計画における整備目標
 - (1) 耐災害性と機能の強化（老朽改善整備）
 - (2) キャンパスのレジリエンス確保（ライフライン更新）
 - (3) 新たな教育研究ニーズに対応するためのスペース確保（新增築整備）
 - (4) 先端医療・地域医療を支える病院の機能強化（附属病院整備）
 - (5) 次期5か年計画の整備目標
 - (6) 整備目標に係るフォローアップ

第6章 最終報告書に向けた検討事項

参考資料

1 はじめに

2 近年の急速な少子化の進行や生産年齢人口の減少による国際競争力の低下や地域経済社会の疲
3 弊、急激な物価高騰、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や日本全国どの
4 地域でも発生しうる地震災害などの大規模自然災害への対策など、社会情勢は急激に変化し、社
5 会課題も多様化、複雑化してきている。

6 我が国の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下
7 「国立大学法人等」という。）の施設は、我が国のみならず世界が抱える課題に、教育と研究を
8 通じて新たな提案を行い、その成果を社会に還元することを通じて、社会からの評価と支援を得
9 るという好循環を形成する「知と人材の集積拠点」としての機能を継続的に発展させていくため
10 の基盤である。その施設の整備充実を図っていくことは、我が国の高等教育及び学術研究の水準
11 の向上と均衡ある発展による社会全体の成長・発展にとって必要不可欠である。

12 そのため、国立大学法人等の施設については、平成13年度から5次にわたり科学技術基本計
13 画（現在の科学技術・イノベーション基本計画）を受けて策定された国立大学法人等施設整備5
14 か年計画（以下「5か年計画」）に基づき、その施設の整備充実が図られてきた。現行の5か年
15 計画では、国立大学法人等の施設整備の方向性として、国立大学法人等が「知と人材の集積拠
16 点」としての特性を最大限に発揮し、社会の様々なステークホルダーとの連携により創造活動を
17 展開する「共創」の拠点としての役割を果たすため、キャンパス全体をイノベーション・コモン
18 ズ（共創拠点）へと転換していく必要性を示している。また、その方向性を踏まえ、安全な教育
19 研究環境の確保と更なる高度化に向けて、老朽改善整備やライフラインの更新、附属病院整備等
20 に取り組んでいる。

21 これまでの取組の結果、キャンパス全体の共創拠点への転換は、各国立大学法人等において段
22 階的に始まってきており、その効果も生まれだしてきている。その上で、社会からの期待に一層
23 応えていくためには、共創拠点の実現に向けた取組を推進していくことが必要である。

24 一方で、今計画期間中における共創拠点の基盤となる、国立大学法人等施設の安全な教育研究
25 環境の確保と更なる高度化に向けた老朽改善整備実施の推計としては、大規模改修等一定の改善
26 は得られる見込みであるが、性能維持改修で整備目標との乖離が大きくなる見込みであるなど、
27 老朽改善整備等全体で見た場合では、進んでいる部分と進んでいない部分がある。

28 そのため、現行の計画でも示している部分はあるが、限られた財源の中、キャンパス全体の共
29 創拠点の実現に向けた取組を進めていくためには、大規模改修に当たり耐災害性の強化と同時に
30 施設の機能強化を図る「戦略的リノベーション」と長寿命化のライフサイクルへ転換するための
31 段階的な「性能維持改修」を基本とした老朽改善整備等にさらに着実に取り組む必要がある。

32 こうした取組を通し、今後の5か年を見通して、様々な社会課題の解決や地域への貢献に向け
33 て、地域と共に発展する共創拠点の実現に向けた取組や、地域の防災拠点としての耐災害性・防

1 災機能の強化を推進していく必要がある。

2 現行の5か年計画が令和7年度までの計画期間となっていることから、令和6年5月から「今
3 後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議」を開催し、共創拠点の実現に
4 向けた取組の更なる推進に向けた課題や方向性等を検討し、この度、現行の5か年計画の最終年
5 度に取りまとめる予定の最終報告に向けた方向性等を整理した中間まとめを取りまとめた。

6

第1章 国立大学法人等に求められる役割と方向性等

本章では、近年の国立大学法人等を取り巻く社会情勢の急速な変化を踏まえ、高等教育や科学技術政策の方向性を取りまとめた各種答申や報告書等で示されているもののうち、国立大学法人等の施設整備を考える上で参考とすべきと考えられる国立大学法人等に求められる役割と方向性について、整理することとする。

1. 国立大学法人等を取り巻く状況

グローバル化に伴う国際競争の激化や地球温暖化、デジタル化の進展、生成AIの台頭など世界規模での急速な変化に加え、急速な少子化の進行や物価高騰等による地域経済社会の疲弊、激甚化・頻発化する大規模自然災害など我が国においても急速な変化が生じている。そのため、国立大学法人等においては、これらの変化に対応した以下の様々な取組について、これまでに指摘されている。

○ 我が国では、急速な少子化の進行¹に伴い、生産年齢人口数の減少が予想²されている。特に、東京圏への過度な一極集中³により、地方ではより一層、少子化の進行や生産年齢人口の減少に伴うあらゆる産業における労働力の不足が顕在化・深刻化⁴しており、これらの影響により地域経済社会は疲弊してきている。そのため、「知と人材の集積拠点」である国立大学法人等においては、こうした社会が抱える様々な課題の解決が求められている。

○ デジタル化の進展やそれに伴うDX（デジタル・トランスフォーメーション）⁵の進展の流れ

¹ 「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」（令和6年8月8日中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会決定）の「1. 高等教育を取り巻く状況」「（1）近年の社会を取り巻く変化」「①急速な少子化の進行」P.3 参照

² 「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」（令和6年8月8日中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会決定）の「1. 高等教育を取り巻く状況」「（1）近年の社会を取り巻く変化」「②生産年齢人口の減少に伴う労働供給の不足」P.4 参照

³ 「地方創生10年の取組と今後の推進方向」（令和6年6月10日内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局決定）の「2 残された課題、新たな課題と今後求められる取組方向」「（1）東京圏への過度な一極集中への対応」P.5 参照

⁴ 「地方創生10年の取組と今後の推進方向」（令和6年6月10日内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局決定）の「2 残された課題、新たな課題と今後求められる取組方向」「（3）地域の生産年齢人口の減少への対応」P.7 参照

⁵ DX：「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とされている。

- 1 の中で、国立大学法人等は、society 5.0⁶の実現に向けて、知の創造の源泉として、新たな社
2 会を支える人材の育成等が求められている。
- 3 ○ グローバル化の進展に伴い、国際競争が激化する中で、国立大学法人の大学院においては、
4 「知のプロフェッショナル」⁷を養成・確保することが求められている⁸。
- 5 ○ 世界規模で優秀な外国人留学生の獲得競争が激化する中、国立大学法人等においては、外国
6 人留学生の獲得に向けた取組が求められている⁹。
- 7 ○ 人生 100 年時代における社会の構造的な変化に対応するため、国立大学法人等においても、
8 学校教育における学びの多様化とともに、社会人のリカレント教育・リスキリングをはじめと
9 する生涯学習の場の提供が求められている¹⁰。
- 10 ○ 国連が提唱する持続可能な開発のための目標（SDGs）¹¹の下、国立大学法人等においても、
11 気候変動への緊急な対応など、持続可能な社会の実現を目指した行動が求められている。
- 12 ○ 地球温暖化の進行に伴う大規模自然災害の頻発化かつ激甚化に対する気候変動対策として、
13 国立大学法人等においても、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「CN（カーボ
14 ンニュートラル）」の実現に向けて、「GX（グリーントランスフォーメーション）」¹²の推進が求
15 められている。
- 16 ○ 国立大学法人等において、障害のある学生の在籍者数が増加する中で、障害のある学生に対

⁶ Society 5.0：「第5期科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として提唱され、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、我が国が目指す未来社会として「直面する脅威や先の見えない不確実な状況に対し、持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」と提示されている。

⁷ 知のプロフェッショナル：「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～（審議まとめ）」（平成 27 年 9 月 15 日中央教育審議会大学分科会決定）において、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍する人材の姿を、「知のプロフェッショナル」として提示している。

⁸ 「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質の改善の方策～（審議まとめ）」（平成 31 年 1 月 22 日中央教育審議会大学分科会決定）の「1. 2040 年頃に直面する社会の変化と「知のプロフェッショナル」」P. 4 及び「2. 大学院教育が 2040 年の需要に応えるために」P. 7 参照

⁹ 「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」（令和 6 年 8 月 8 日中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会決定）の「1. 高等教育を取り巻く状況」「（2）近年の高等教育を取り巻く変化」「④国際的な学生等の流動性の拡大と留学生獲得競争の激化」P. 8～9 参照

¹⁰ 「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」（令和 6 年 8 月 8 日中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会決定）の「1. 高等教育を取り巻く状況」「（2）近年の高等教育を取り巻く変化」「⑤リカレント教育・リスキリングの必要性の高まり」P. 10 参照

¹¹ SDGs：誰一人として取り残さない（leave no one behind）」という考え方の下、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人が平和と豊かさを享受できる社会を目指している。

¹² GX：「GX 実現に向けた基本方針～今後 10 年を見据えたロードマップ～」（令和 5 年 2 月閣議決定）において、「産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換すること」とされている。

1 する合理的配慮の提供が求められている¹³。

2 ○ 国際的にジェンダーパリティ（ジェンダー公正）が進展していく中で、国立大学法人等にお
3 いても、ジェンダーギャップの解消を図ることが求められており、特に、女性活躍のための取
4 組を推進することが求められている¹⁴。

5 ○ 近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化、発生が切迫している南海トラフ地
6 震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震など、大規模自然災害への対策が求め
7 られている¹⁵。

9 2. 国立大学法人等の役割

10 国立大学法人等においては、近年の社会情勢の急速な変化に関わらず、本来的な役割である教
11 育研究機能と、学術研究の成果を広く社会に提供することによる社会貢献が求められている。

12 なお、具体的な役割については、以下のとおり、これまでに指摘されている。

14 ○ 国立大学法人等は、学術の中心として、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目
15 的としており、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供するこ
16 とにより、社会の発展に寄与する役割が求められている¹⁶。そのため、国立大学法人等は、且
17 本のみならず世界が抱える課題に教育と研究を通じて真摯に向き合い、その成果を社会に還元
18 することを通じて、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成することにより、「知と
19 人材の集積拠点」としての機能を継続的に発展させていく役割が求められている¹⁷。

20 ○ 国立大学法人は、未来を担う人材の育成や、社会の新たな価値の創出に欠かせない役割を果
21 たしており、「知の総和」¹⁸を維持・向上する中心的な役割を果たしていくことが求められてい

¹³ 「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」（令和6年8月8日中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会決定）の「1. 高等教育を取り巻く状況」「（2）近年の高等教育を取り巻く変化」「⑥障害のある学生の増加」P.11 参照

¹⁴ 「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和4年5月10日教育未来創造会議決定）の「Ⅲ. 具体的方策」「1. 未来を支える人材を育む大学等の機能強化」「（3）理工系や農学系の分野をはじめとした女性の活躍促進」P.18 参照

¹⁵ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の「第2章 重点的に取り組むべき対策」「1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」P.2 参照

¹⁶ 学校教育法第83条、教育基本法第7条

¹⁷ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会決定）の「I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿-学修者本位の教育への転換-」「3. 2040年を見据えた高等教育と社会の関係」（大学をはじめとした高等教育と社会との関係）P.11 参照

¹⁸ 知の総和：「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」（令和6年8月8日中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会決定）において、「人の数とそれぞれの人の能力の掛け合わせで決まる」とされている。

る¹⁹。

○ 国立大学法人等は、災害対策に関する研究者や医療人材が集まるとともに、災害時に活用できる施設・設備が集積しており、人材育成・防災²⁰・医療²¹等の拠点として重要な役割が求められている。

○ 附属病院は、医学部の教育・研究に必要な附属施設として、医学部の教育・研究に資する診療に留まらず、高度で専門的な診療も担っている²²。また、地域の医療提供体制を確保・維持する上で欠かすことのできない中核的な医療機関として地域の医療機関に対する医師派遣による地域貢献など、地域社会の維持に不可欠な存在となっている²³。

○ 国立高等専門学校は、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成する役割が求められている²⁴。また、地域の産業や成長分野をけん引する人材育成の強化、起業家教育の推進や大学・大学院との接続強化といった高専教育の高度化を進めるとともに、学生の海外派遣・留学生の受け入れ推進、日本型高専教育制度の海外展開等による教育の国際化を進めていくことにより、高等専門学校の教育の質を高めていくことが求められている²⁵。

3. 国立大学法人等の方向性

国立大学法人等においては、成長分野や複雑化する社会的な課題解決をリードする人材の育成や、研究力の引き上げによる国際競争力の強化、地域の様々なステークホルダーと連携した学術研究の成果を社会に還元することなどを通じて、近年の複雑化する社会的な課題を解決し、世界や地域に貢献することで、地域と共に継続的に発展していくことが必要である。

そのための具体的な方向性については、以下のとおり、これまでに指摘されている。

¹⁹ 「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」（令和6年8月8日中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会決定）の「2. 今後の高等教育の目指すべき姿」「（1）我が国の「知の総和」の維持・向上」P.23 参照

²⁰ 全国の国立大学及び大学共同利用機関の多くが震災復興・防災・日本再生に貢献できる教育研究分野を持っている（参考：一般社団法人国立大学協会 国立大学における震災復興・防災・日本再生に係る教育・研究組織一覧）。

²¹ 「国土強靱化基本計画」（令和5年7月28日閣議決定）の「第3章 国土強靱化の推進方針」「2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針」（個別施策分野の推進方針）「（3）保健医療・福祉」P.47 参照

²² 「第二次中間取りまとめ」（令和6年6月今後の医学教育の在り方に関する検討会決定）の「おわりに」P.16～17 参照

²³ 「大学病院改革ガイドライン」（令和6年3月文部科学省策定）の「第1 大学病院改革の必要性」P.1, P.4 参照

²⁴ 学校教育法第105条第1項、独立行政法人国立高等専門学校機構法第3条

²⁵ 「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」（令和6年8月8日中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会決定）の「4. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方」「（1）機関別の役割」「⑤高等専門学校」P.52 参照

○ 国立大学法人等は、地域の中核的な拠点として、地域の様々なステークホルダーと一体となって取組を推進し、優秀な人材の育成・輩出を行うとともに、地域課題の解決や産官との共創による新産業や雇用の創出、教育研究を通じた社会的な実践による地域経済の発展等、地域の活性化に向けた取組を推進することが重要である²⁶。

そのために、地域の複数の国立大学法人等が、地域における各国立大学法人等の「強み」と「特色」を活かした連携・統合の動きを推進することも必要である²⁷。

○ 国立大学法人等は、基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を文理横断的に身につけることに加えて、その知識を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材の育成を推進することが重要である²⁸。

○ 国立大学法人等は、研究力を引き上げ、先端的な研究を推進することにより、イノベーションを創出していくとともに、社会的な課題解決に向けて、学術研究の成果を社会的・経済的価値の創造に結び付け、社会からのニーズに答えていくことが重要である²⁹。

○ 国立大学法人等は、Society 5.0の実現に向けて、「総合知」³⁰を活用することで、様々な社会課題を解決し、持続可能で強靱な社会を構築するとともに、これらを担う人材の育成を推進することが重要である³¹。また、経済安全保障上の重要技術の技術流出を防止するとともに、開かれた研究環境を守り国際連携を推進するため、研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に取り組むことが重要である³²。

○ 国立大学法人等は、CNの実現に向けて、人文・社会科学から自然科学までの分野横断的な研

²⁶ 「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」（令和6年8月8日中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会決定）の「2. 今後の高等教育の目指すべき姿」「（3）重視すべき観点」「⑧高等教育機関を取り巻く環境・組織との接続の強化」「ウ. 地域との連携の推進」P. 33 参照

²⁷ 「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）の「第3章 各分野の政策の推進」「1. デジタル実装による地方の課題解決」「（3）地方への人の流れの強化」「②修学・就業による若者の地方への流れの推進」「i 魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興等」【具体的取組】「(a) 特色ある地方創生のための地方大学の振興」P. 60 参照

²⁸ 「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（諮問）」（5文科高第930号令和5年9月25日中央教育審議会）参照

²⁹ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会決定）の「I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿-学修者本位の教育への転換-」「3. 2040年を見据えた高等教育と社会の関係（研究力の強化と社会との関係）」P. 12 参照

³⁰ 総合知：「「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策 中間とりまとめ」（令和4年3月内閣府科学技術・イノベーション推進事務局）において、「多様な「知」が集い、新たな価値を創出する「知の活力」を生むこと」とされている。

³¹ 「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）の「第1章 基本的な考え方」「3. Society 5.0という未来社会の実現」「（2）Society 5.0の実現に必要なもの」「①サイバー空間とフィジカル空間の融合による持続可能で強靱な社会への変革」P. 13 及び「③新たな社会を支える人材の育成」P. 14 参照

³² 「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」（令和6年12月18日文部科学省科学技術・学術政策局）参照

1 究開発や、カーボンニュートラルを含めた持続可能な社会の実現に向けた人材育成を推進する
2 とともに、地域における国立大学法人等の「知の拠点」としての機能を強化することが重要で
3 ある³³。

4 ○ 国立大学法人等は、DX・GX等の成長分野や複雑化する地域課題の解決をリードする高度専門
5 人材の育成を推進することが重要である³⁴。

6 ○ 国立大学法人は、「知のプロフェッショナル」を育成する大学院において、特に、博士人材
7 の増加を図ることが重要である³⁵。

8 ○ 国立大学法人等は、外国人留学生や社会人、障害のある学生、女子学生、LGBTQ+など、多
9 様な価値観を持つ多様な人材が学び合える、ダイバーシティを支える環境を確保することで、
10 教育研究の質の高度化を図ることが重要である³⁶。

11 ○ 国立大学法人等は、大規模自然災害の発生を見据え、地域の防災拠点としての耐災害性・防
12 災機能の強化を推進する必要がある³⁷。

13
14 その他以下の議論が現在行われており、最終報告に向けて今後注視していく必要がある。

15 ○ 科学技術・イノベーション創出の進行に関する施策の総合的かつ計画的な推進³⁸について
16 は、現行の第6期科学技術・イノベーション基本計画が令和7年度までの計画期間とされてい
17 るため、その後継となる第7期科学技術・イノベーション基本計画策定に向けた議論が行われ
18 ている。

19 ○ 急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方については、「中央教
20 育審議会大学分科会高等教育のあり方に関する特別部会」において、議論が行われている。

21 ○ 国立大学等の法人化の成果や課題の現状について分析を行い、国立大学法人等が全体として

³³ 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和3年6月18日経済産業省等関係省庁策定）の「3. 分野横断的な主要な政策ツール」「（6）2050年に向けた大学における取組の推進等」「①カーボンニュートラルに資する教育研究体制の整備に向けて」「②大学と地域社会」P.22 参照

³⁴ 「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」（令和6年8月8日中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会決定）の「2. 今後の高等教育の目指すべき姿」「（3）重視すべき観点」「①新たな時代に対応した教育内容の改善」「成長分野を創出・けん引する人材の育成」P.27 参照

³⁵ 「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」（令和6年8月8日中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会決定）の「3. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」「（1）教育研究の「質」の更なる高度化」P.35 参照

³⁶ 「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」（令和6年8月8日中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会決定）の「3. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」「（1）教育研究の「質」の更なる高度化」の冒頭文及び「②外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受入れ促進」P.35, 37 参照

³⁷ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の「第2章 重点的に取り組むべき対策」「1. 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」P.2 参照

³⁸ 科学技術・イノベーション基本法第12条第1項

その機能を強化し、その役割をしっかりと果たしていくことができるよう³⁹、「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」において、議論が行われている。

○ 「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう⁴⁰、「新しい地方経済・生活環境創生本部」等において、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策に関する議論が行われている。

○ 切迫する大規模自然災害等に対する国土の強靱化については、現行の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が令和7年度までの計画期間とされている⁴¹ため、その後継となる国土強靱化実施中期計画の策定に向けて、「国土強靱化推進本部」等において議論が行われている。

第2章 国立大学法人等の施設に求められる役割と方向性

本章では、第5次5か年計画で提示したイノベーション・コモンズ（共創拠点）の実現に向けて、「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：西尾章治郎 大阪大学総長）で取りまとめられた第1次⁴²・第2次⁴³報告書等で示された国立大学法人等の施設に求められる役割と施設整備の方向性について、直近の議論を整理することとする。

なお、現行計画においては、イノベーション・コモンズについては、キャンパス全体が有機的に連携し、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレーヤーが共創できる拠点を、「イノベーション・コモンズ」（共創拠点）とし、その実現に向けた取組の推進を目指すとしており、こうした視点も盛り込んで国が国立大学法人等の全体の施設整備計画を策定し、継続的な支援を行うとともに、国立大学法人等が自ら行う戦略的な施設整備や施設マネジメント等も通じて、計画的・重点的な施設整備を進めることとしている。

1. 「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議」において示された内容

以下、この章では、前掲の第1次・第2次報告書に示されたイノベーション・コモンズ（共創拠点）の考え方や整備における留意点等を抜粋しているため、国立大学法人等が実際に共創拠点に取り組む際には、各報告書を参照すること。

³⁹ 「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会設置要綱」（令和6年7月10日文部科学事務次官決定）

⁴⁰ 「新しい地方経済・生活環境創成本部の設置について」（令和6年10月11日閣議決定）

⁴¹ 「国土強靱化基本計画」（令和5年7月28日閣議決定）

⁴² 「「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の実現に向けて」（令和4年10月国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議決定）

⁴³ 「我が国の未来の成長を見据えた「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の更なる展開に向けて」（令和5年10月国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議決定）

(1) 国立大学等キャンパス・施設の目指すべき方向性【1次報告書 p.6～9 抜粋】

- Society 5.0 の実現に向け、地域における課題解決や新たなイノベーション創出等の視点から、ソフト・ハード一体となった教育研究環境の整備充実を図る。
- キャンパス・施設を最大限活用し、多様なステークホルダーと連携し新たな価値等を生み出す「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の実現が不可欠。
- 国立大学法人が社会との共創による新たな社会に向けた取組を進めていくことが求められるとともに、今後の経営の在り方として、社会変革の駆動力として成長し続ける観点から、多様なステークホルダーとのエンゲージメントを通じて信頼関係を深め、ステークホルダーを巻き込んだ経営モデルへ転換。
- 魅力ある地方大学の実現に資するため、その拠点として地域の中核を担う地方国立大学のソフトとハードが一体となった教育研究環境の整備充実を図ることや、高等専門学校等の機能強化を図る。
- 近年、地域における課題解決や地域活性化、新たなイノベーション創出等の観点から、大学に対する地方公共団体・産業界からの期待はより一層高まっている（全国知事会、日本経済団体連合会、日本商工会議所からの各提言）。
- 国民に支えられる国立大学等のキャンパス・施設は「国家的な資産」を形成するものであり、また、地域の貴重な「公共財」。
- 教育研究の基盤としてだけでなく、高度で質の高い人材育成拠点や、イノベーション創出のハブ、先端医療や地域医療を支える医療拠点、災害発生時の地域の防災拠点、地域における脱炭素化の拠点としての役割を果たすことが重要。
- 第5次5か年計画で示されたように、学生・教職員だけでなく、大学等他の研究機関や、地域や産業界等も含め、様々なステークホルダーとの対話を通じて、各国立大学等がそれぞれの強みや特色を踏まえて目指すべき方向性を定め、国立大学等のキャンパス・施設を最大限活用することで、新たな価値等を生み出す「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」を目指し、各大学等における取組を着実に推進することが必要。

(2) 「イノベーション・コモンズ」の考え方と取組のポイント

（考え方）【1次報告書 p.10～11 抜粋】

- 「イノベーション・コモンズ」とは、ソフト・ハードの取組が一体となり、多様なステークホルダーが「共創」できる拠点であり、大学等のキャンパス全体が有機的に連携して共創活動を実現する拠点である。
- 「イノベーション・コモンズ」の実現のためには、各大学等のビジョンにおける「共創」

のコンセプトの明確化やキャンパスマスタープラン等の再構築、それらを踏まえた戦略的
リノベーション等の施設整備を行うこと等が重要であり、各大学等の特色・強みを生かし
ていくことが重要である。

○ 「共創」の拠点となるためには、学生や研究者だけでなく、「大学を地域や社会に開く」
ことを基本的な考え方として、地方公共団体・産業界・市民など多様なステークホルダー
が集い・交流し・対話することができるキャンパスとすることが重要であり、これにより、
地域・社会への貢献を果たすだけでなく、教育研究の高度化にもつながる好循環を生み出
すことが期待される。

○ 「イノベーション・コモンズ」は、具体的なソフト・ハード一体となった共創の取組を
重ねながら、キャンパス全体としてよりよい拠点をづくりあげていくものであり、一つの
施設整備の完了をもって終了するものではない。このため、多様なステークホルダーとの
対話を重ねつつ、段階的なキャンパス・施設整備を通じて、より魅力ある「イノベーショ
ン・コモンズ」を実現していくこと、また、施設の使用後（運営・活用段階）においても、
新たな教育研究活動への対応や DX の推進など時代の変革にも応じて、随時改善・更新を繰
り返ししながら、よりよい拠点を創り上げていくことが重要。

(取組のポイント)【1次報告書 p. 25～35 抜粋】

○ 「イノベーション・コモンズ」の実現のため、ソフト（教育研究活動等）とハード（施設
整備）における取組のポイント

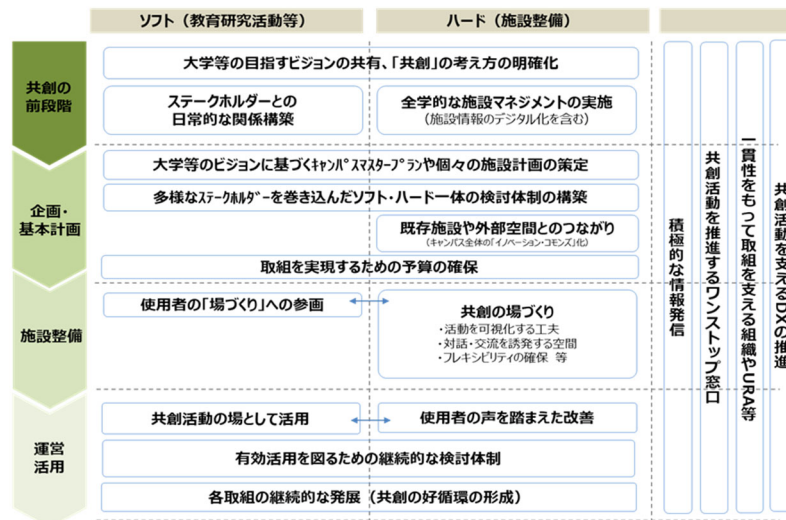
①前段階：ビジョン共有、「共創」の明確化、ステークホルダーとの日常的な関係、全学的
施設マネジメント

②企画・計画：ビジョンに基づくキャンパスマスタープラン等、多様なステークホルダー
を巻き込んだ検討体制、既存施設や外部空間とのつながり（キャンパス全体の「イノベ
ーション・コモンズ」化）、予算の確保

③施設整備：共創の場づくり、施設の利用者の「場づくり」への参画

④運営・活用：場の活用、利用者の声を踏まえた改善、継続的な検討体制、継続的な発展
（共創の好循環の形成）

⑤全体共通：積極的な情報発信、ワンストップ窓口、一貫性組織や URA 等、DX 推進、学び
の高度化



図表1 「イノベーション・コモنز」実現のための取組のポイント

(3)「イノベーション・コモنز」実現に向けたキャンパス・施設等の整備の考え方【2次報告書 p.25～34 抜粋】

- キャンパス・施設は、教育研究の向上・発展を図る「国家的な資産」であり、地域の貴重な「公共財」でもある教育研究活動の基盤。
- 蓄積してきた知の総体を最大限生かしつつ、新たな課題に対応。
- 取り巻く状況は変化し続けるものであり、それに対応して共創拠点の在り方も多様なステークホルダーとの対話を重ねながら、継続的に見直し、変化に応じた更なる展開が重要。
- ソフト面での対応と合わせて、ハード面での対応が必要不可欠。

①デジタル技術も駆使したハイブリッド型環境の整備

- ・ デジタルを最大限活用した上で、キャンパス・施設の実空間の価値の活用



リアルな場の魅力の最大化



「デジタル ONE キャンパス」



ハイブリッド型の教育研究環境

②成長分野等の社会課題に対応した人材育成・研究を支える環境

- ・ 社会課題に対応した人材育成に対応した施設環境
- ・ 地域や産業界等とも協働した共創を図る環境整備や共創を生む仕掛け



③地域を中心とした産学官連携強化による人材育成を支える環境整備

- ・地域連携プラットフォームや地域産業振興・スタートアップ創出のための拠点整備



④多様な主体に開かれた魅力ある環境

- ・ジェンダー、年齢、国籍、障害の有無等の多様性を受け入れる環境整備



⑤グローバル化に対応した国際競争力のある環境整備

- ・国内外の学生や研究者を惹きつけるキャンパスの質及び魅力の向上
- ・国際交流・発信拠点の整備



2. その他近年の国立大学法人等を取り巻く状況を踏まえた方向性

「第2章1「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議」において示された内容」で示された国立大学法人等の施設整備の方向性の他に、「第1章 国立大学法人等に求められる役割と方向性等」で整理した近年の国立大学法人等を取り巻く状況を踏まえた国立大学法人等の施設整備の方向性について、整理する。

- 国際競争が激化する中で、我が国の国際競争力を強化するためには、深い専門知識と、課題発見・解決能力などの汎用的能力に基づき、新たな知を創造し、活用することで、社会の変革、学術の発展、国際的ネットワークの構築を主導し、社会全体の成長・発展をけん引することができ**る博士人材の増加**を図ることが重要である⁴⁴。そのため、国立大学法人の施設については、博士人材が活躍できる国内におけるトップレベル研究環境の整備や、社会人学生や女子学生の増加、グローバル化や障害者への対応など、**多様な博士人材の育成や研究活動を支える施設整備、地域や産業界との共創活動を促進するための施設整備を推進する必要がある**⁴⁵。
- 近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や、発生が切迫している南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震など、大規模自然災害への対策を早急に図ることが重要である⁴⁶。そのため、国立大学法人等の施設については、**災害時に学生・教職員や多様なステークホルダーを含む国民の生命を守り、教育研究活動を継続するとともに、災害拠点病院や避難所など地域の防災拠点としての役割を果たせるよう、耐災害性の強化に加え、防災機能の強化を推進する必要がある**。

第3章 「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」の取組状況

本章では、現行5か年計画について、

- (1) イノベーション・コモンズへの転換における共創拠点の実現に向けた取組や共創拠点から生みだされる効果、整備内容（老朽改善整備・ライフライン更新、新增築整備、附属病院整備）の進捗状況の検証
- (2) 戦略的な施設マネジメントへの取組についての検証（取組状況の評価（財源の多様化、全学的体制の強化、適切な維持管理、カーボンニュートラル等））

⁴⁴ 「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」(令和6年3月博士人材の社会における活躍促進に向けたタスクフォース決定)の「2 意義・目的」P.3 参照

⁴⁵ 「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」(令和6年3月博士人材の社会における活躍促進に向けたタスクフォース決定)の「6 具体的取組」「02 大学院改革と学生等への支援」の「①大学院改革の推進」P.10 及び「③大学と企業の連携促進」P.11 参照

⁴⁶ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)の「第2章 重点的に取り組むべき対策」「1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」P.2 参照

1 を行い、整理することとする。

3 1. 整備目標（基本的な考え方、整備内容）の取組状況 (WG①)

4 (1) 「イノベーション・コモンズ」への転換

5 ○ 第1次報告書で示された「『イノベーション・コモンズ』実現に向けた取組のポイント」に
6 基づいて、各国立大学法人等の取組を検証した結果、ビジョンの共有やビジョンに基づくキ
7 ャンパスマスタープラン等の策定、ソフト・ハード一体の検討体制や共創活動を推進する体
8 制づくりなど、イノベーション・コモンズへの理解や取組は、経営層や施設担当部署を中心
9 に一定程度進んできていると評価できる。

10 ただし、一般の教職員における理解は、いまだ不十分なのではないかといった意見もあつ
11 たほか、実態として、「面」としてのキャンパス全体の共創拠点ではなく、個々の施設を「点」
12 としての共創拠点だと捉えてしまっているとみられる国立大学法人等の構想も見受けられて
13 いる。

14 そのため、第1次・第2次報告書の活用の周知等、共創拠点への理解や図表1に示すその
15 実現に向けた取組のポイント、さらには建築計画上の留意点等について、引き続き普及啓発
16 を図っていくことが必要な状況と考えられる。

18 ○ 共創拠点から生み出される効果については、国立大学法人等の持つ教育研究の強みや特色、
19 設立の経緯や立地している地域の状況等により、そのビジョンは多種多様であり、それぞれ
20 異なるステークホルダーとの関係による様々な共創活動に取り組んでいることから、目指す
21 べきイノベーション・コモンズ（共創拠点）の姿も異なる。

22 そのため、共通の指標等による検証を行うのではなく、キャンパス全体または個々の施設
23 や空間の整備に当たって「共創」をコンセプトにして取り組んでいる国立大学法人等の事例
24 について、個々の国立大学法人等のビジョンに応じた共創拠点の実現に向けた取組による効
25 果の評価を試みた。

26 ・【名古屋大学の事例】

27 大規模自然災害発生時に被害を最小限に抑え、復旧・復興が迅速に進む減災社会の実現
28 に向けて、地域の防災拠点施設を核とした共創拠点の実現に向けた取組を進める中で、最
29 先端の防災・減災研究の推進や、地域の自然災害への備えを促す防災啓発、防災人材の育
30 成、災害時における地域の災害対応の場の形成など、共創拠点の実現に向けた取組による
31 効果が表れてきている。

32 ・【三重大学の事例】

33 自ら考え行動する人材の育成と地域イノベーションのハブ拠点施設（ヒト・モノが結集

して地域共創する拠点施設）を核としたキャンパス全体の共創拠点への転換を進め中で、地域の産業界との共同研究を土台とした地域社会の将来を担う中核人材を育成するとともに、地域課題の解決に必要な学際的研究による成果を地域や産業界に還元することによる地域経済の活性化など、共創拠点の実現に向けた取組による効果が表れてきている。

・【岩手大学の事例】

釜石湾に所在する釜石キャンパス（サテライトキャンパス）では、釜石キャンパスの三陸水産研究センターや総合教育研究棟を核として、岩手大学が有する知の力を活かし、地域の産業界と共に東日本大震災からの復興や産業振興に資する調査研究や人材育成等を進め、周辺に所在する関連施設とも一体となった漁港全体の共創拠点の実現に向けた取組を行っている。

・【愛知教育大学の事例】

専攻分野の異なる学生や、地域の教員等と一緒に学べる等の共創活動が可能となるキャンパスへの戦略的な転換を図る中で、次世代教育イノベーション棟等で行われる多様なステークホルダーによる実践的な議論やワークショップ等、これからの時代における新たな教育の在り方を提起する取組が促進されている。

・【九州工業大学の事例】

多様なステークホルダーの『交わり』の形成拠点施設を核としたキャンパス全体の共創拠点への転換を進める中で、未来を考えることのできる人材の育成・輩出やオープンイノベーションの実現、新たな価値の創造等の契機となるなど共創拠点の実現に向けた取組による効果が表れてきている。

- ここで示した事例のほかの国立大学法人等においても、「独創」から「共創」への転換すなわちキャンパス全体の共創拠点への転換は、国立大学法人等によって程度の差はあるものの、一定程度は進んでいる状況がみられ、これをきっかけとした「共創」によってこれまで以上の社会貢献や経営改善（共創拠点の実現に向けた取組による効果）も現れているものもあると考えられる。多様化・複雑化する社会課題の解決に応え、社会へ一層貢献していくためには、共創拠点の実現に向けたさらなる取組の推進が必要な状況であると考えられる。

（２）整備内容の進捗状況

- 令和５年度補正予算までの進捗から単純に推計※した場合、第５次５か年計画の最終年度である令和７年度の当初予算に係る事業の完了後は、面積としては合計約 860 万㎡の整備目標に対し、約 582 万㎡の進捗（進捗率：約 68%）となる見込み。【図表２】

（※令和２年度３次補正予算から令和５年度補正予算まででの整備量に 5/3 を乗じた数値で

1 あり、上振れしている可能性があることに留意が必要。)

区 分		整備目標								
		総面積	(整備内容)					ライフライン更新		
			老朽改善整備			新増築 整備	附属病院 整備	配管・配線	設備機器	
	大規模改修等	性能維持改修								
整備目標	a	860万㎡	785万㎡	225万㎡	560万㎡	30万㎡	45万㎡	1,900km	1,800台	
実績（進捗率） の推計	b	582万㎡	465万㎡	227万㎡	237万㎡	59万㎡	58万㎡	1,115km	1,242台	
	b / a	68%	59%	101%	42%	198%	129%	59%	69%	
内 訳	施設整備費による整備	c	340万㎡	271万㎡	183万㎡	89万㎡	13万㎡	55万㎡	1,115km	1,242台
		c / a	40%	35%	81%	16%	45%	123%	59%	69%
	多様な財源を活用した整備	d	242万㎡	193万㎡	45万㎡	149万㎡	46万㎡	3万㎡	—	—
		d / a	28%	25%	20%	27%	154%	6%	—	—

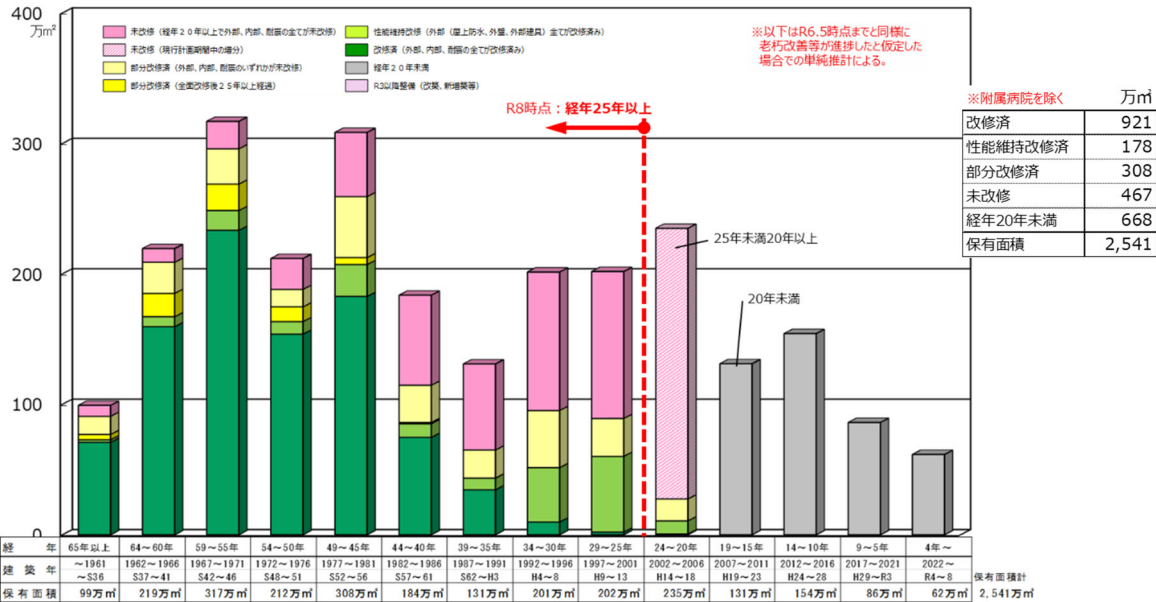
※1「施設整備費による整備」の整備面積には、令和6年度当初予算による整備見込み面積を含む
※2「多様な財源を活用した整備」の整備面積は、令和5年度までに着工等した事業の面積を計上
※3「大規模改修等」には改築を含む

2
3

図表2 第5次5か年計画における整備目標の進捗状況

4 ①老朽改善整備

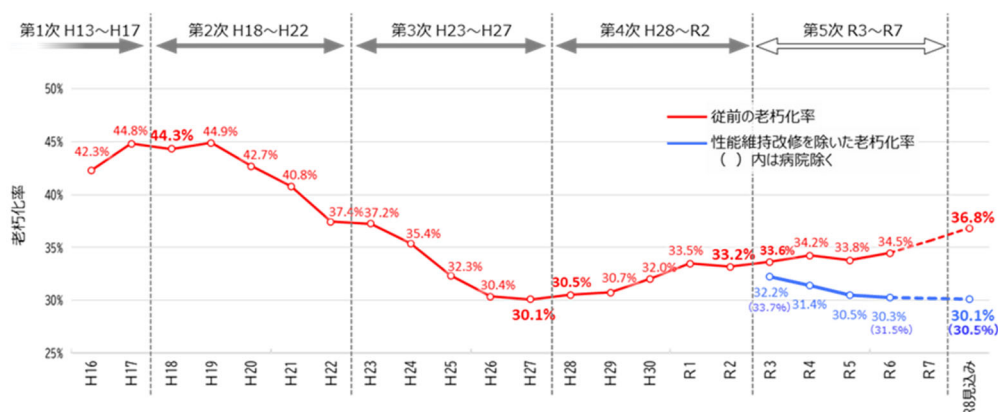
- 5 ・第5次5か年計画では、国立大学法人等が保有する施設を最大限有効活用するため、長寿命
- 6 化のライフサイクルへの転換を図ることとし、老朽改善整備の整備内容として約785万㎡を
- 7 掲げている。
- 8 ・これに対し、整備実績の推計としては約465万㎡（進捗率：約59%）となり、一定の改善は
- 9 得られる見込みだが、このうち改築を含む大規模改修等は約227万㎡（約101%）、性能維持
- 10 改修は約237万㎡（約42%）となり、性能維持改修で目標との乖離が大きくなる見込みであ
- 11 る。【図表2】



12
13

図表3 経年別保有面積（令和8年（2026年）5月1日時点の推計）

・第4次5か年計画以前は、建築後又は改修後25年以上改善が行われていない施設（一部の改善が行われている施設を含む）を老朽施設として評価してきた。この老朽施設面積の全保有面積（附属病院を含む）に占める割合（老朽化率）は、第2・3次の5か年計画期間中においては44.3%から30.1%まで改善したものの、第4次5か年計画においては30.5%から33.2%と増加し、第5次5か年計画期間後においては33.6%から36.8%程度となる見込み。【図表4】



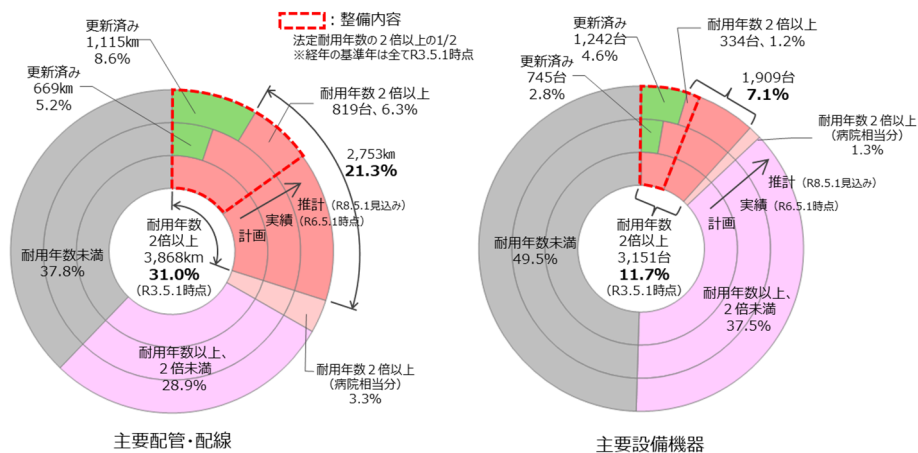
図表4 全保有面積に占める老朽施設面積の割合の推移（老朽化率）

・一方、第5次5か年計画からは、施設の長寿命化を図る上で性能維持改修の考え方を取り入れており、これを反映した評価が必要である。性能維持改修済を老朽施設から除いた場合の老朽化率は、令和2年度の33.2%から30.1%程度となる見込みである。【図表4】

・以上のことから、現行計画期間における老朽改善整備は、大規模改修については推進したが、性能維持改修を含めて全体をみれば、十分とは言えない整備状況となることが見込まれる。こうしたことから、キャンパス全体の共創拠点を実現するためには、その基盤となる施設の大規模改修等及び性能維持改修による耐災害性と機能の強化が必要であり、その加速が強く望まれる状況にあると考えられる。

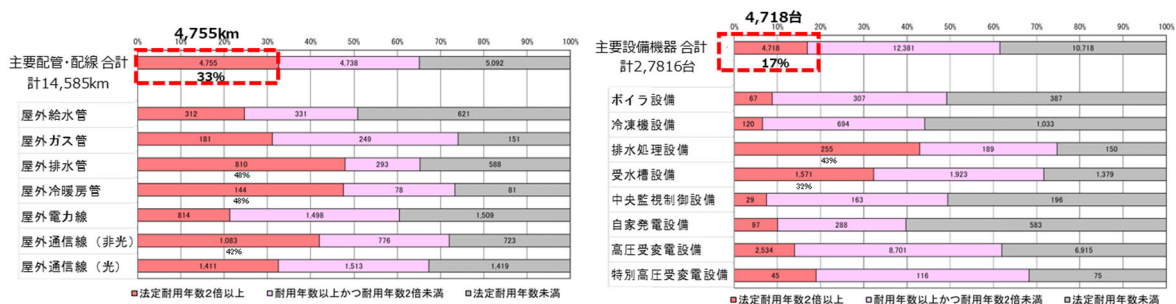
②ライフライン更新

- ・第5次5か年計画では、事故発生率が大きく上昇する傾向にあることから、法定耐用年数の2倍を超えるライフライン（附属病院除く）の1/2に当る配管・配線約1,900 km、設備機器約1,800台を整備内容として掲げている。整備実績の推計としては配管・配線1,115 km（進捗率：約59%）、設備機器1,242台（進捗率：約69%）程度となる見込み。【図表2】
- ・第5次5か年計画終了時点で残っている法定耐用年数の2倍を超える部分の全体に対する割合は、配管・配線で約31%から約21%に、設備機器で約12%から約7%に削減される見込み。【図表5】



図表5 ライフラインの整備内容の割合

- ・次期5か年計画開始時点での法定耐用年数の2倍を超えるライフラインの状況は、配管・配線約33%、設備機器17%程度となる見込み。【図表6】



図表6 ライフラインの老朽化状況（令和8年（2026年）5月1日時点の推計）

- ・現行計画において一定程度は改善されたものの不十分な整備状況となる見込みである。

③新增築整備

- ・新たなスペースの確保は、既存施設の有効活用を原則とするが、既存施設の有効活用では対応が困難で真にやむを得ないものについては新增築による整備を図ることとし、約 30 万㎡を整備内容に掲げている。これに対し整備実績の推計としては、多様な財源を中心として約 60 万㎡（進捗率：約 198%）となる見込み。【図表 2】
- ・新增築整備に当たっては、将来にわたるライフサイクルコストの増大にも繋がり得るため、経営的見通しを含めた総量の適正化に留意することが重要であると考えられる。

④附属病院整備

- ・先端医療・地域医療を支える拠点として、附属病院の再開発整備を推進しつつ、各附属病院における役割に応じた新たな機能確保等、約 45 万㎡を整備内容に掲げている。これに対し、整備実績の推計としては約 58 万㎡（進捗率：約 129%）となる見込み。【図表 2】

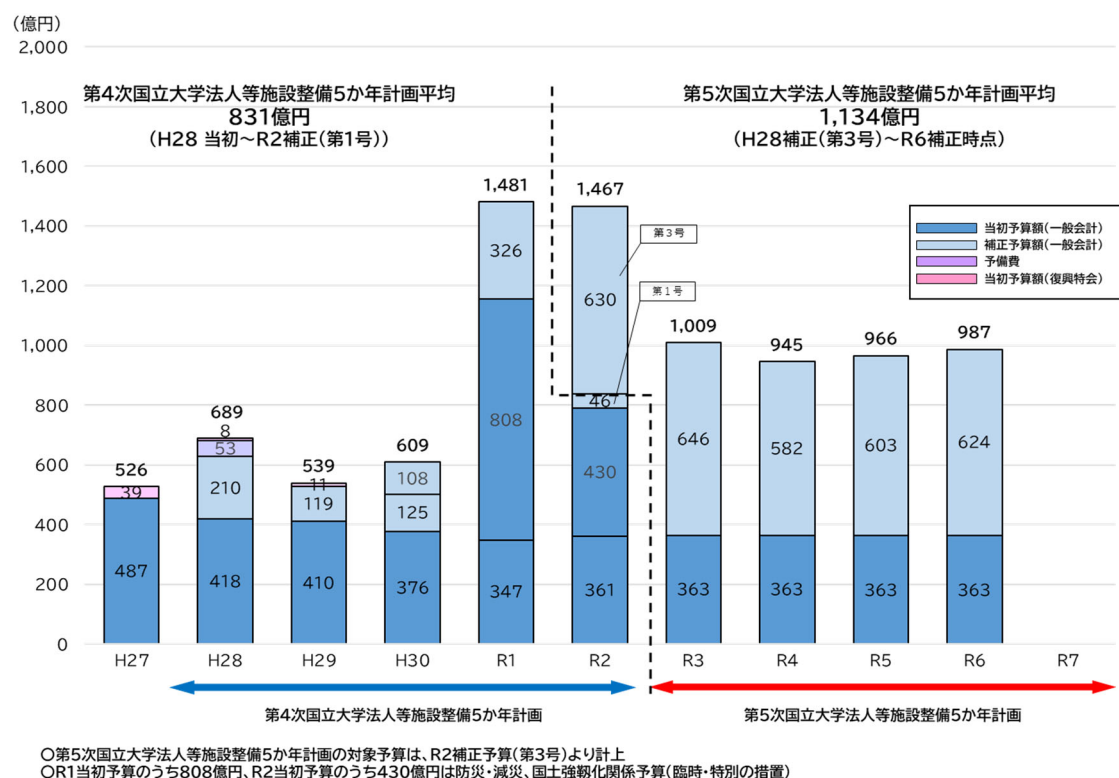
3. 実施方針の取組状況 (WG②)

(1) 文部科学省の取組

①必要な予算の確保

- 施設整備費補助金の予算額の推移は、第 4 次 5 か年計画期間（平成 28 年度当初予算～令和 2 年度補正予算（第 1 号））の平均が 831 億円であるのに対して、第 5 次 5 か年計画期間（令和 2 年度補正予算（第 3 号）～令和 6 年度補正予算時点）は、1,134 億円と、前 5 か年計画期間の平均額と比較して増加しているが 1,000 億円程度に留まっている。【図表 7】
- また、令和 2 年度より施設整備費補助金において産学連携・地域連携を推進する環境整備のための「共創環境強化事業」、長寿命化を促進する「長寿命化促進事業」、令和 4 年度よりカーボンニュートラル⁴⁷の実現に向けた「ZEB 化先導モデル事業」、「カーボンニュートラル推進事業」など新たな支援の仕組みを構築している。

⁴⁷ 温室効果ガス排出を実質ゼロにすること。



図表7 国立大学法人等施設整備費予算額(施設整備費補助金)の推移

○ この他、先端医療・地域医療を支える大学附属病院の計画的な整備のために必要な財政融資資金を確保している。

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施する施設費交付事業については、恒久的な財源ではないため、限られた財源の中で柔軟な執行が可能となるよう国立大学法人等において策定された2か年毎の実施計画に基づく配分額とする仕組みを構築している。

②高等教育・科学技術政策等との連携推進

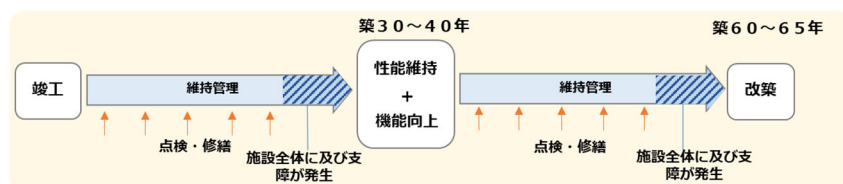
○ 人材育成や研究開発関連の予算においても、国立大学法人等の施設整備につながる取組を行うことが可能なものがあり、令和5年度には、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けた「大学・高専機能強化支援事業」、研究力の向上戦略の実行に必要となる施設整備を支援する「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」の採択大学等が決定され、支援が開始されるなど、政策の連携強化を図り、ソフト・ハードが一体となった取組を推進している。

③長寿命化に向けた取組の推進

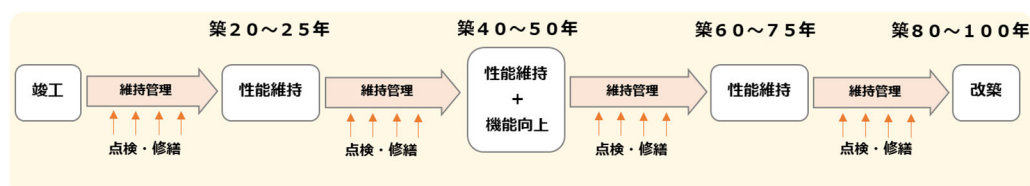
○ 国立大学法人等が策定した個別施設計画が着実に実施されるよう、長寿命化計画のフォローアップ調査及び個別ヒアリングを実施し、取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえた計画の更新を促している。

- また、計画の実行性が確保されるよう、長期にわたり運用する予定の施設として位置づけられたもののうち、令和2年度より建築後又は改修後20年以上を経過した施設の性能維持改修（屋上防水、外壁改修等）について「長寿命化促進事業」として施設整備費補助金において支援を行っている。【図表8】

従来の施設のライフサイクルのイメージ



長寿命化に向けた基本的な施設のライフサイクルのイメージ



○図における性能維持は「性能維持改修」、機能向上は「機能向上改修」を示す。

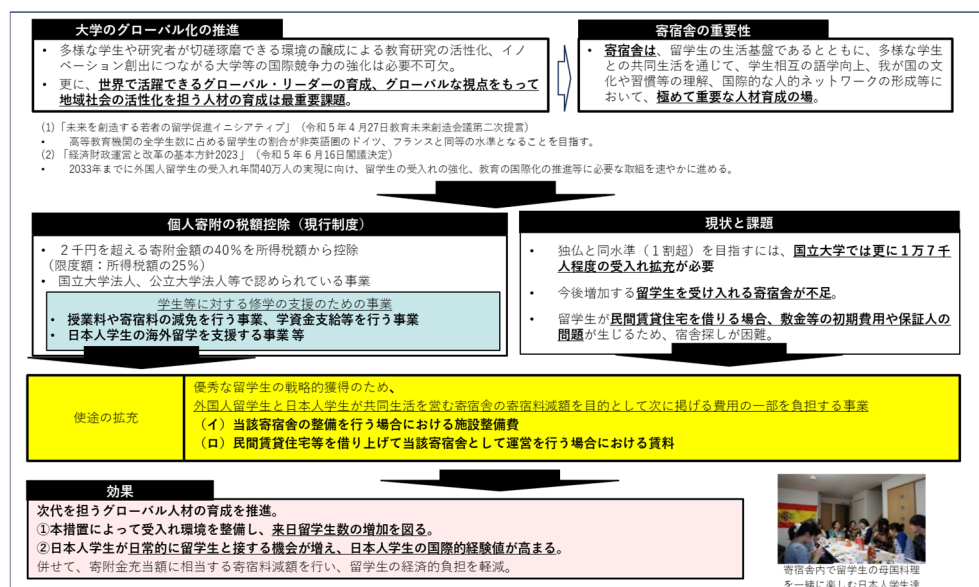
図表8 ライフサイクルのイメージ

④多様な財源の活用推進

- 国立大学法人等のニーズを踏まえ、令和6年度に土地等の第三者貸付けの弾力化、個人寄付に係る税額控除の対象事業拡大（留学生受入れ環境整備事業）の制度改正を実施するなど、自律的な経営環境の確保・財源の多様化を図った。【図表9】

○個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大（留学生受入れ環境整備事業）（令和6年度 税制改正）

国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構に対する個人寄附のうち、留学生受入れ環境整備を対象とした個人寄附についても、税額控除を選択できるように措置。



図表9 留学生受入れ環境整備事業の概要

○ また、多様な財源を活用した先進的な施設整備事例について、各種説明会や研修会等で情報提供を図るとともに、「戦略的な施設マネジメント実践事例集 2022」⁴⁸を策定した。国立大学法人等にとって、特に喫緊の課題と考えられる「戦略的マネジメント」、「スペースマネジメント」、「維持管理」及び「環境・脱炭素」に焦点を絞り、取組の具体的な手法や効果、実施におけるポイントをとりまとめ、公表し情報提供を図っている。

⑤理解増進

○ 社会的・世界的課題の解決に対する国立大学法人等の貢献や、その役割を更に強化するために、「イノベーション・commons（共創拠点）」実現の重要性について、地方公共団体や産業界など社会全体に対して、理解増進を図るため、「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議」で議論を重ね、「イノベーション・commons（共創拠点）」の実現に向けた報告書を2回にわたりとりまとめて公表するとともに、あらゆる機会を通じて周知した。【図表 10、11】

○ また、全国知事会や経済団体との連携により、「イノベーション・commons（共創拠点）」としての整備の重要性等について様々な提言が社会に発信された。

⁴⁸ 「戦略的な施設マネジメント実践事例集 2022」（令和 5 年 3 月 文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/283481.html）を参照



図表10 「イノベーション・commons（共創拠点）」の実現に向けて（令和4年10月）



図表11 我が国の未来の成長を見据えた「イノベーション・commons（共創拠点）」の更なる展開に向けて（令和5年10月）

(2) 国立大学法人等の取組

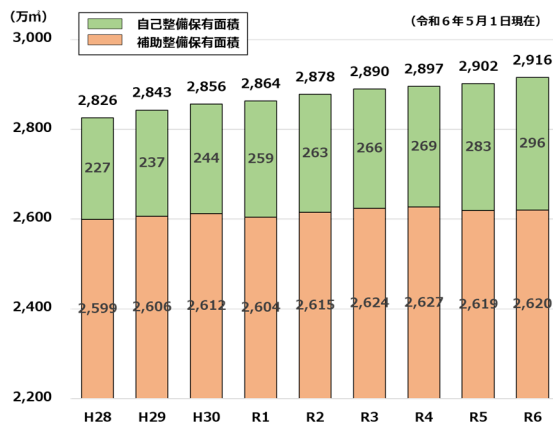
①戦略的な施設整備

i) 施設の総量の最適化

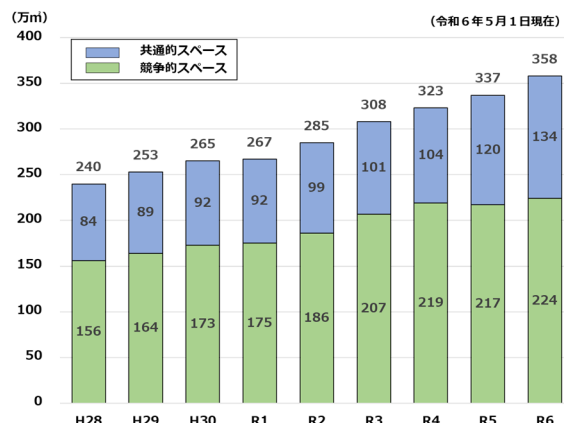
- ・新たな教育研究ニーズに対応するためのスペースについては、戦略的リノベーションや施設マネジメントによるスペースの効率化・再配置により確保することを原則とし、真にやむを得ないものについては新增築による整備が図られているところ。
- ・国立大学法人等の保有面積は、令和6年5月1日現在で約2,916万㎡となっており、特に、自己整備保有面積は増加傾向にある。【図表12】
- ・施設の有効活用、集約化及び保有面積の抑制等の観点から全ての国立大学法人等において定期的に施設の利用状況調査が行われている。

ii) スペースの適切な配分等

- ・新增築等整備を行う際に一定の割合を確保するなど、共同利用スペースの面積は年々増加しており、令和6年5月1日現在で保有面積のうち約358万㎡（約12%）が確保されている。【図表13】

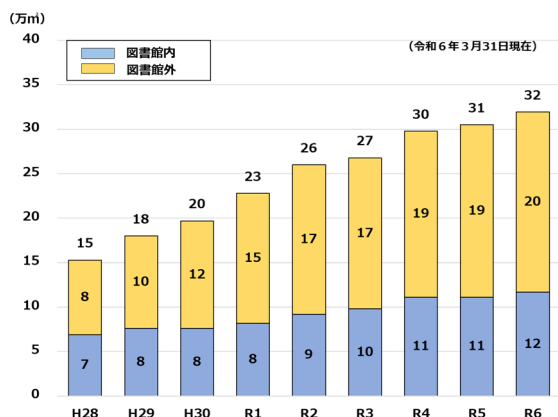


図表12 保有面積の推移

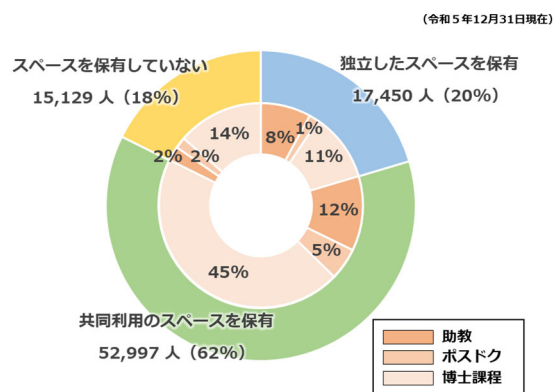


図表13 共同利用スペースの確保状況

- ・ラーニングコモンズ等の面積は年々増加しており、令和6年3月31日現在で保有面積のうち約32万㎡が確保されている。【図表14】また、フレキシブルな利用のため、移動・可動間仕切により室内を分割できることや可動什器により利用形態を適宜変更できるよう計画している。
- ・若手研究者（助教、ポスドク、博士課程）のスペース確保のため、学内規定を制定するなどして、自立して実験・研究を行う独立又は共同利用のスペースを確保している。【図表15】



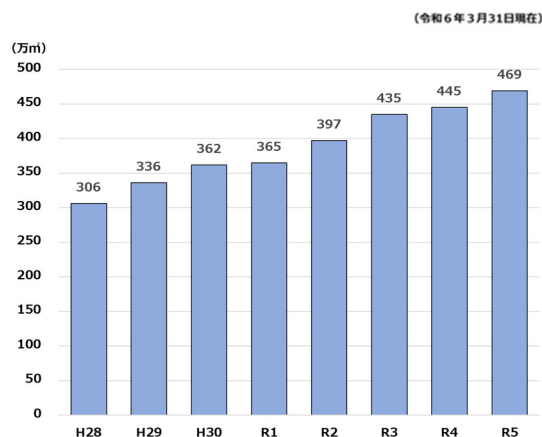
図表 14 ラーニングコモンズ等の確保状況



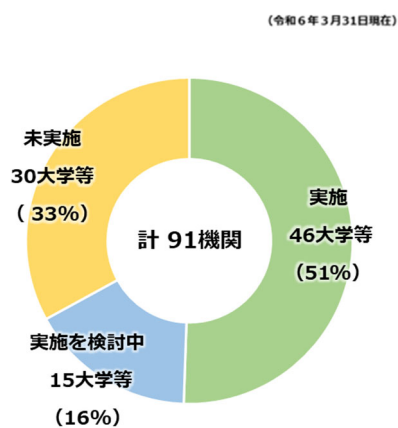
図表 15 若手研究者スペースの確保状況

iii) 施設の維持管理費等の財源確保

- ・スペースチャージの対象面積は年々増加しており、令和6年3月31日現在で保有面積のうち約469万㎡（約16%）が対象となっている。【図表16】
- ・スペースチャージによる年間収入は国立大学法人等合計で約95億円であり、その約64%は施設の維持管理費⁴⁹及び営繕費に充当しており、適切に施設に循環する仕組みを構築している。
- ・ネーミングライツを実施している国立大学法人等は年々増加傾向にあり、令和6年3月31日現在で46機関が実施している。【図表17】



図表 16 スペースチャージの対象面積の推移



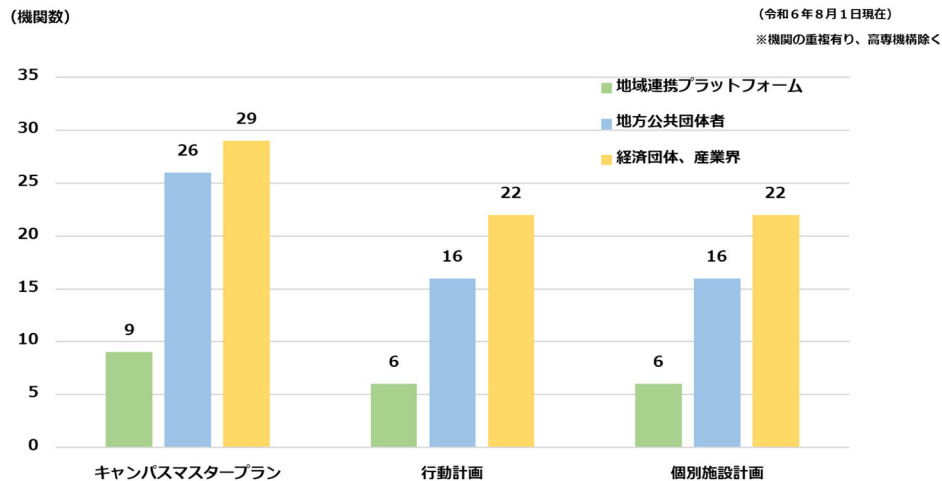
図表 17 ネーミングライツの実施状況

⁴⁹ 修繕費、点検保守費、運転監視費、廃棄物処分費、緑地管理費、校地維持費、清掃費、警備費及び電話交換業務に係る経費の合計。

②施設マネジメントの更なる推進

i) 外部専門家の活用

・学長等のリーダーシップのもと、令和6年8月1日現在で約3割の機関において施設整備計画策定の際に外部有識者が参画している。【図表 18】



図表 18 施設整備計画策定における外部有識者の参画状況

ii) 施設情報の見える化

・学内外の共通理解を得るため、竣工年や改修年等の施設の基本情報については全ての国立大学法人等においてデータベース化されており、適宜ステークホルダーに共有されているが、各スペースの使用率についてはさらなる対応が必要となっている。【図表 19】

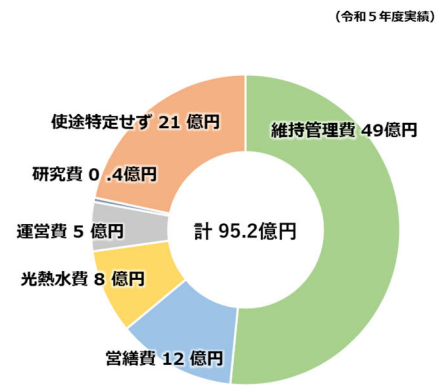
iii) 適切な維持管理

・日常的な保守・点検や予防保全等の維持管理を実施し、施設に関するトータルコストの削減や平準化に努めている。

・スペースチャージの導入・拡大により維持管理等に係る財源を確保する取組に努めている。【図表 20】 また、維持管理費は修繕に係る費用を中心に増加傾向にある。



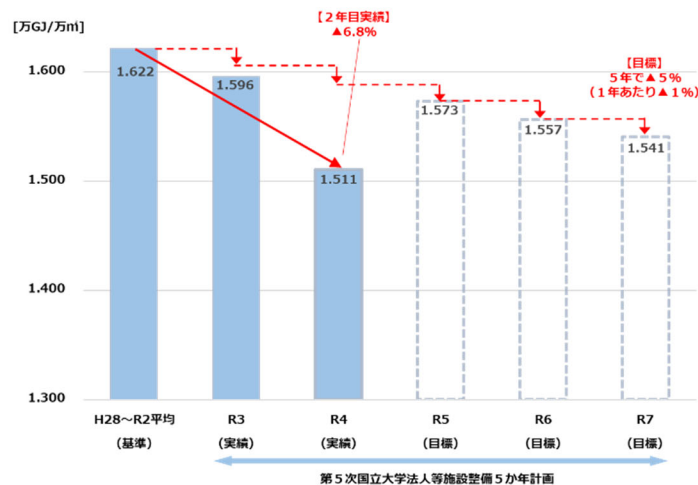
図表 19 施設情報のデータベース化の状況



図表 20 スペースチャージ徴収料金の使途

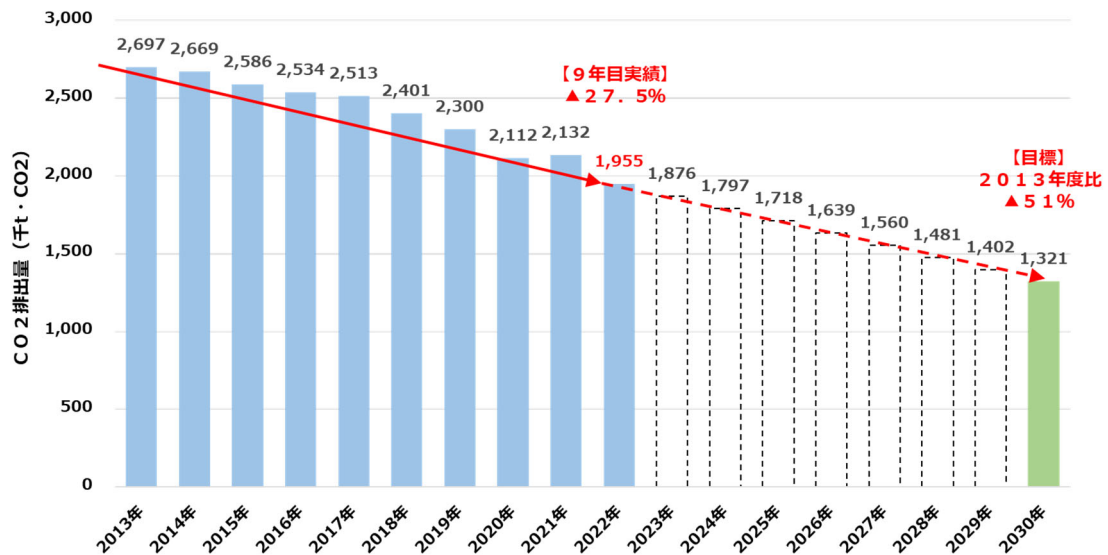
iv) 省エネルギーの推進

- ・第5次5か年計画では、国立大学法人等全体の目標として、5年間でエネルギー消費原単位を5%以上削減することとしている。令和4年度実績では、光熱費の高騰により大型実験機器の稼働を抑制した法人があったため約6.8%と大幅な削減となっている。【図表 21】



図表 21 エネルギー消費原単位の推移

- ・我が国の温室効果ガス削減目標としては、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）における中期目標として、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から全体で46%削減することとしている。このうち、国立大学法人等は「業務その他部門」に分類され、エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）について2013（平成25）年度比で51%の削減率が求められており、2022（令和4）年度実績としては27.5%削減している。【図表 22】2030年度の目標達成のためには、2023年度からの8年間で更に23.5%削減させる必要がある。



図表 22 CO₂排出量の推移

・⁵⁰ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現に向け、施設整備費補助金における「ZEB 化先導モデル事業」及び「カーボンニュートラル推進事業」を活用し、129 件、約 27 万㎡の ZEB 建築整備を実施する予定となっている（令和 3 年度補正予算から令和 6 年度当初予算）。【図表 23】 また、社会の先導モデルとなる取組については、令和 6 年度中に文部科学省により事例集としてとりまとめられ、横展開される予定である。

予算区分	工事区分	ZEB分類	件数	延床面積 (㎡)	年間CO2排出削減量※ (試算) (kg-CO2/年)
施設整備費 補助金 令和 3 年補正 (第 3 号) ～令和 6 年当初	新増築	『ZEB』	3	6,520	286,715
		Nearly ZEB	0	0	0
		ZEB Ready	8	8,160	190,538
		ZEB Oriented	6	7,930	176,430
	改修	『ZEB』	6	15,241	715,576
		Nearly ZEB	10	20,942	707,626
		ZEB Ready	30	76,460	1,739,245
		ZEB Oriented	66	135,400	2,805,033
小計	新増築	-	17	22,610	653,683
	改修	-	112	248,043	5,967,480
合計			129	270,653	6,621,163

※年間CO2削減量については試算値であり、実績値ではない

図表 23 ZEB 建物整備量

⁵⁰ ゼロエネルギーの達成状況に応じて、4段階（ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、Nearly ZEB（ニアリー・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、ZEB Ready（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・レディ）、ZEB Oriented（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・オリエンテッド））の ZEB シリーズが定義されている。

1
2 **③多様な財源の活用**

- 3 ・施設整備を行うに当たって、国立大学法人等の自主的・自律性に基づき、他省庁の補助
4 金、長期借入金・債券、科学技術振興費、賃料収入及び寄附金等の多様な財源を活用して
5 いる。引き続き多様な財源の安定的・継続的な確保が必要である。

6
7 **④地方公共団体や産業界との連携**

- 8 ・地域連携プラットフォーム⁵¹を活用するなどして、地方公共団体や地域産業界等との連携
9 の下、施設の借用も含めた教育研究活動の場を確保するとともに、最先端テクノロジーの
10 社会実装に向けて、キャンパスを社会の実験場として活用している。

11

⁵¹ 各地域において、大学等、地方公共団体、産業界等が連携し、地域社会のビジョンや高等教育を取り巻く現状と将来像について共有・理解を図り、お互いの立場を越えて恒常的に議論を交わすことができる体制のこと。

第4章 地域と共に発展する共創拠点の実装化に向けた課題と方向性

本章では、「第1章」から「第3章」で整理した内容などを踏まえ、次期5か年計画に向けた課題と方向性を以下の通り整理する。

(1) ソフト・ハード一体となったキャンパス全体の共創拠点の実装化 (WG①)

第2章で述べたように、イノベーション・コモンズ（共創拠点）は、国立大学法人等と地方公共や産業界、他の高等教育機関などの多様なステークホルダーが連携して、地域の課題から世界的な課題まで社会が抱える様々な課題の解決に向けた取り組みを進め、その成果を社会に還元していくことで、国立大学法人等に求められる期待に応え、社会に貢献していくことを目指すものである。

現行の5か年計画では、共創の場となるハード面の整備を重点的に進めているところであるが、あわせて共創活動の活性化により、ソフト面での成果も現れるようになってきている。次期計画では、共創の場をキャンパス全体に拡大し、個々の活動や相互の連携による相乗効果により更なる成果の創出が実現できるよう、共創拠点の実装化を目指していくことが必要であると考えられる。

① 共創拠点の実装化に向けた課題

○ 現行計画等で示されたイノベーション・コモンズ（共創拠点）への転換は、各国立大学法人等において段階的に進められており、その成果も現れてきているものと評価している。しかし、施設整備から教育や研究による成果を出すまで一定の時間を要することもあり、個々の整備された施設における取組が進んでいるという段階であり、個々の施設における取組に留まらない、キャンパス全体に広がる動きが必要である。そのため、世界トップレベルの研究拠点や地域の中核となる「知と人材の集積拠点」として社会からの期待に一層応えていくためには、様々なステークホルダーとの「共創」によってより多様で高度な知・人材・付加価値を生み出すことに有効なキャンパス全体の共創拠点の実現に向けた取組の更なる推進（キャンパス全体の共創拠点の実装化）が必要である。

○ 国立大学法人等の施設は、これまでの投資により、全国的に配置された我が国最大かつ最先端の知のインフラとなっており、今後さらに、我が国全体の成長・発展を図るためには、この知的資源を最大限活用することが重要である。しかし、教育研究活動や共創拠点の基盤となる施設やライフライン等は、経年による劣化や機能低下が著しく進行しており、日常的な教育研究活動にも支障が生じるとともに、災害発生時には、学生・教職員や多様なステークホルダー等の安全確保や教育研究活動の継続性の保持が課題となっている。さらに、地域の防災拠点としての役割も担っていることから、安全性・耐災害性の強化は最重要課題として取り組むこと

1 が必要である。

2 ○ 限られた財源の中、共創拠点の実装化と地域の防災拠点の実現を着実に進めていくために
3 は、老朽化が進む既存施設に対して、戦略的リノベーションや性能維持改修による老朽改善整
4 備、ライフラインの更新等を基本としてとして取り組んでいくことが必要である。

5 ○ 共創拠点は、一つの施設の整備をもって完成するものではなく、多様なステークホルダーと
6 の対話や共創活動への取組みを通じて、長期的スパンで創り上げていくものである。このた
7 め、社会や教育研究環境の進化・変革等にも応じて柔軟に対応でき、成長できるよう工夫して
8 おくことが重要である。

9 ○ 国立大学法人等が共創拠点の実装化に取り組む際には、共創拠点の考え方や取組のポイン
10 ト、整備における建築計画上の工夫等について、第1次・第2次報告書を参照すること。

12 ②共創拠点の実装化に向けた方向性

13 ○ キャンパス全体の共創拠点の実装化によって、キャンパス内の共創活動の核となる施設を
14 きっかけとして有機的なつながりを生み出し、地域との連携活動を活性化し、その成果を地
15 域に還元することで社会的な課題解決に繋げ、国立大学法人等と地域が共に発展していくこ
16 とが必要である。

17 ○ すでに、現行計画期間中に整備された施設においても、次のような効果や成果が見られる
18 と評価できるものもあった。共創拠点の実装化の段階に進むことにより、更に様々なキャン
19 パス内における有機的な連携がより一層活性化し、数多くの多様な効果が創出されることが
20 期待される。

21 ・地域企業や地場産業との連携による教育研究の活性化や、新技術・新産業の創出等による
22 魅力ある就職先の拡大

23 →【リカレント講座、受講者、博士人材、企業連携などの数、国立大学法人等所在地域
24 への就職率の関係 など】

25 ・教育系単科大学において、学生以外の多様な学習者が参加しやすい形態の共創空間の整備
26 により、多様なワークショップを開催

27 →【地域の公教育への影響、実践的な教育手法の議論による教育の活性化】

28 ○ このためには、共創拠点の実装化による成果が、様々なステークホルダーにも目に見える
29 形で享受され、共創拠点をステークホルダー自体も支える意義があることが理解されるよう
30 なあり方で進められることが望ましい。これは、各国立大学法人等の取組が社会から理解さ
31 れるばかりか、多様な財源の獲得にも資するものであると考えられる。そのため、実装化に
32 よる意義を、国立大学法人等からステークホルダーに、さらには社会全体に示していくこと
33 が望ましい。

○ また、共創拠点の実装化にあたっては、最先端の研究開発ニーズに応えられる共創活動の「場」が必要となる場合があるため、施設マネジメントの取組を実施し、既存施設の効率化・再配置等により新たなスペースを生み出すとともに、将来のニーズの変化等にも柔軟に対応できる施設としておくことが重要である。

○ とりわけ、共創拠点の実装化に資する施設整備は、一時的に財政負担は生じるものの、国立大学法人等のポテンシャルを引き上げるとともに、地域の課題解決に向けて大きな成果を生み出すなど、創出する効果・成果の最大化が期待できる。こうした成果等は、すでに一部の事例でも示されているが、各国立大学法人等での事例・取組等を収集・評価し社会的にアピールしていくことを、文部科学省及び国立大学法人等において実施されることが望ましい。

(2) 地域の防災拠点の実現

○ 近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や、日本全国どの地域でも発生しうる大規模地震災害などの大規模自然災害への対策が喫緊の課題となっている。

○ また、平成 28 年熊本地震や平成 23 年東北地方太平洋沖地震など過去の大規模地震災害において、国立大学法人等の施設は、広大なキャンパスへの多くの避難者や帰宅困難者の受入れや、非常用発電機や井戸水利用施設等のライフラインの活用、災害拠点病院など、キャンパスの特性を活かした地域の防災拠点として重要な役割を果たしてきたことから、地域の避難所等としての防災機能の強化を推進する必要がある。

○ さらに、国立大学法人等の施設については、災害発生時に学生・教職員や多様なステークホルダー等の安全確保及び教育研究活動の継続性が保持できるよう、施設の老朽化対策や給排水・電気設備等のライフラインの更新、非構造部材の耐震対策等を計画的に進めるなど、耐災害性の強化を推進する必要がある。

○ なお、地域の防災拠点となる国立大学法人等においては、平時より、避難所等の運営を担う市町村の防災担当部局等との連携体制ネットワークを構築するとともに、地域との連携強化に向けて、地域の防災人材の育成や地域特有の防災対策・災害対策等の検討を行う場を確保するなど、ソフト・ハード一体で共創環境を整えていくことが有効である。

(3) 戦略的な施設マネジメント (WG②)

○ 国立大学法人等は、自らの使命に基づいて、自律的・戦略的な経営を進め、世界と伍する質の高い教育研究環境を構築してきているが、今後、共創拠点の実装化を図っていくためには、長期的スパンの対応となり、社会や教育研究環境の変化などへの柔軟な対応も必要となることから、施設マネジメントを経営活動として明確に捉えて推進していく必要がある。

- イノベーション・コモンズ（共創拠点）は、国内外の優れた学生や研究者を引き付け、共創の活性化とともに地方創生、産学官連携や国際交流の推進に重要な役割を担っている。施設は経営資源の一つであり、多様なステークホルダーとの有機的な連携により、更なる投資を呼び込む戦略的な運営が求められる。
- 国立大学法人等施設の整備に当たっては、施設整備費補助金や制度改正による公財政支援等を推進する一方で、昨今の急激な物価高騰・建設コストの高騰等の影響により、一部で不調・不落となる事業が発生するなどしており、計画的な整備や教育研究環境の維持保全に大きな影響を及ぼしている。このような状況を踏まえ、国は必要な財源の確保に努め、国立大学法人等においても、施設整備計画を立案する際には、より一層施設マネジメントの取組を推進し、整備する規模や内容等を厳選するとともに、自らも多様な財源の確保に努めることが必要である。
- 国の厳しい財政状況や、近年の物価高騰等の影響も相まって、国立大学法人等施設の整備に係る財源の確保が喫緊の課題となっている。このため、国は施設整備予算の充実かつ安定的な確保、施設整備に活用できる新たな制度・財源に関する情報の提供や運用改善に努め、国立大学法人等は、多様な財源の確保や予算の効率的な執行・事業の円滑な実施に向けた運用改善を図ることが期待される。

（４）附属病院の機能強化

- 附属病院は、最先端機器や医薬品を使用した高度で専門的な医療や地域医療を支えるための医師派遣機能、感染症や災害対応も含めた医療機関としての役割が求められている。しかし、近年の人口減少や高齢化を背景とした地域医療に求められる役割の増大、急激な人件費・物価の高騰などが、附属病院の経営に厳しさを増している中で、再開発整備計画を策定するにあたっては、長期経営的な観点から改修や一部分の増築による既存施設の利活用を改めて検討に加えることが必要である。
- また、病院施設の整備には、自己資金に加え多額の借入れを行う場合が一般的であるが現在の病院収入のみでは全ての施設整備を行うことは困難なケースもあり得る状況であり、地方公共団体や企業等からの支援や寄附金なども含めた財源の多様化を図るとともに、予算の効率的な執行や事業の円滑な実施に向けた運用改善の検討が必要である。
- なお、病院全体の病床数のみならず、病床機能別や診療科別の病床数等について、所在す

る地域の医療需要等を勘案し、自院の病床の在り方⁵²を検討するなど、事業規模の適正化に向けた取組について検討する必要がある。

(附属病院施設整備の留意点)

○ 今後、人口減少や少子高齢化に伴って教育需要や医療需要等が変化していくことを踏まえ、長期的な視点をもって、整備する病院施設が備えるべき仕様等について、真に必要な機能等の確保を念頭に精査し、適正な整備計画を策定することに特に留意する必要がある。

○ 既存施設の老朽化対策やライフラインの更新を重点的に実施するとともに、より多額の経費を要する新增築整備についてはライフサイクルコストも含め慎重に検討することが重要である。

○ 今後も発展・進化を続ける医療分野に柔軟に対応できるよう、施設整備の目的を明確化するとともに、諸室等の用途に応じメリハリを付けた整備により、総事業費の抑制を図ることが重要である。

○ 外部の研究者を誘導するための学内的な特例措置などにより、外部研究機関の誘致や民間企業との連携を推進するための空間を整備することも重要である。

○ 附属病院の施設は、医療技術の変化等に対応できるよう、長期利用計画を立てるとともに、柔軟で可変性の高い施設整備を行うことが重要であり、こうした取組が長期的に見て、事業費の抑制や将来的に発生する改修費の縮減につながることも考慮すべきである。

(5) 国立高等専門学校の機能強化

○ 国立高等専門学校（以下「高専」という。）の施設は、高専の創設期である昭和 30 年代後半から 40 年代前半にかけて集中的整備されたものであるため、その多くが建設から 50 年以上経過し、老朽化や教育研究機能の低下が著しくに進行しており、高専施設全体に占める老朽施設の割合が深刻な状況となっていた。このような状況を踏まえ、「令和新時代高専の機能高度化プロジェクト」として、令和元年度から 6 年度にかけて、老朽施設の改善や施設機能の高度化等を集中的に実施したことにより、高専の老朽化率は、実施前の 41.4%⁵³から 38.4%⁵⁴まで改善され、一定の成果を挙げたところである。

○ 今後も、高専の大きな役割である実践的・創造的技術者の養成とともに、地域の産業の発

⁵² 大学病院の病床数を定めていた医学部設置審査基準要項は平成 3 年に廃止されており、現在大学病院の病床数を定める基準はない。このため、病床数の見直しに当たっては各大学及び大学病院において検討するべきものとなっているが、その検討に当たっては、大学病院の本来の機能である教育・研究への影響に留意することに加えて、所在する都道府県の医療計画等にも影響しうするため、必要に応じて都道府県とも調整する必要があることにも留意する必要があるものとする。

⁵³ 平成 30 年 5 月 1 日時点

⁵⁴ 令和 5 年 5 月 1 日時点

展、地域課題の解決に貢献できる教育研究環境を整備できるよう、引き続き、老朽化対策や高度化などの多様な学修形態等に対応できる教育研究環境の整備を推進していく必要がある。

（高専施設整備の留意点）

○ グローバル化の進展に伴う外国人留学生の受け入れや、女子学生、障害のある学生等の受け入れに対応するため、留学生と日本人学生が交流できる学生寮の整備をはじめ、ダイバーシティにも配慮した多様な人材が学び合える学修環境の整備を推進することが重要である。

○ 地域の産業界を支える人材育成やアントレプレナーシップの醸成を通じた新産業創出や地方創生の実現、若い人材の地元定着、UI ターン等を促す魅力ある地域社会の実現に向けて、地方公共団体や産業界、高等教育機関等との連携・共創活動の場となるよう、共創拠点の実装化に取り組むことが重要である。

○ 高専の多くは地域の指定避難所となっている。このため、災害発生時に地域の防災拠点としての役割が果たせるよう、トイレや体育館の空調整備などの耐災害性・防災機能の強化を推進することが重要である。

第5章 地域と共に発展する共創拠点の実装化に向けた整備目標等

本章では、「第3章2（1）「イノベーション・コモンズ」への転換」で示した効果を踏まえ、次期5か年計画において共創拠点の実装化を推進するため、第3章で検証した現行5か年計画の進捗状況も踏まえた次期5か年計画の整備目標等（将来需要の推計と対応策等）を整理することとする。

1. 戦略的な施設マネジメントの推進（WG②）

（1）全学的な体制の構築

○ 施設マネジメントは、施設整備や維持管理、既存施設の有効活用、カーボンニュートラルに向けた取組の推進、財源の確保等、施設全般に係る様々な取組である。学長等のリーダーシップによる全学的な体制の下、外部の専門家の意見も取り入れるなど、多様なステークホルダーと共にキャンパス全体について総合的かつ中長期的な視点から、質の高い施設を確保すること。

○ 施設に関する学内外の共通理解を図るためには、経年や改修履歴等の基本的な施設情報に加え、使用状況等の実態も把握の上、施設情報のデータベース化、見える化を進めること。

また、施設に関する情報や財務分析情報を基にベンチマーキング手法等を用いて戦略的な施設マネジメントを行うことが重要である。

- 実効性のある施設マネジメントを実施していくためには、施設担当部署や財務担当部署をはじめとする本部事務局と関係部局、また、教員組織との連携による教職協働の実施体制を構築する必要がある。とりわけ、共創拠点の計画立案や施設整備、運営・活用の各段階における施設系職員の活躍は大いに期待されるものであり、一層の人材育成が重要となる。あわせて、高度な専門的知識を有した外部人材や支援組織等を活用するなど、整備後の円滑な運営も含めた仕組みづくりを検討していくこと。

(2) 保有面積の総量最適化

- 施設整備や維持管理には多額の経費が必要となるが、特に施設の保有面積の増大は、財務上の影響が大きい。また、急速な少子化が進行していく中で、大学の理念、施設の現状、財務状況の見通し等を踏まえて、既存施設の保有の必要性や投資の可否等を選別する施設のトリアージの実施により施設総量の抑制、最適化を図っていくことが重要であり、空いたスペースの減築や施設の取壊しに係る経費の確保も課題となっている。
- 施設の用途や規模等も踏まえつつ、長期的に必要となる施設と将来的に不要となる施設を峻別する等、保有施設の総量最適化を図り、真に必要性の高いものから重点的に施設整備や維持管理を行うことが必要である。その際、総量最適化を確実に推進するために、保有面積の縮減目標・期限等を設定することも有効である。
- 保有の必要性のある施設については、重点的な投資により機能向上をする施設、物理的な性能を維持する施設、最小限の投資により安全性を確保する施設に分類する等、施設整備や維持管理の範囲や内容等についてメリハリをつけること。
- 利用頻度の低いスペースの転用や集約化により、不要なスペースの減築や施設の取壊しを検討し、計画を実行すること。
- 文化的価値のある施設については、価値を認めながら適切に保存・活用していくことも重要である。

(3) 施設の有効活用

○ 保有面積の総量最適化の考え方を踏まえ、抑制を図りながら老朽改善とともに大学等の経営を踏まえた効果的・効率的なスペースの創出、集約化等を目指す戦略的なリノベーションにより整備していくことを基本とすること。

○ 既存施設を最大限活用して教育研究の効果を発揮するため、定期的な劣化情報やリスクの把握による修繕等の実施、予防保全と事後保全の整理や性能維持改修を進め長寿命化に向けたライフサイクルを構築し、施設に係るトータルコストの縮減や経費の平準化を図ること。

○ 共創拠点の実装化にあたり、あらゆるプレーヤーとの共創の場である共同利用スペースの確保は重要である。共同利用スペースとして、研究内容や利用者を特定しないスペースを確保し、部局の枠を超えた活用が進められているが、さらに施設の有効活用を積極的に行うため、学長等によるトップマネジメント⁵⁵によりスペースの必要以上の専有や既得権益意識を排除して、目的・用途に応じた施設の需給度合い、利用状況などを踏まえながら、速やかに配分しうるような本部で管理するスペースを確保する必要がある。

また、保有施設以外にも修繕費等の低減にも繋がる外部施設の活用なども検討することが有効である。

(4) カーボンニュートラルに向けた継続的な取組

○ カーボンニュートラルに向けた取組について、国立大学法人等は先導的な役割を果たすことが求められており、高効率型照明や省エネ型空調等への更新、施設の高気密・断熱化等の取組、木材の利用促進やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）やキャンパスのスマート化など社会の先導モデルとなる取組を推進している。一方で、昨今の急激な光熱費の高騰の影響を受け、一部では大型実験機器の稼働を抑制する等の対応により省エネルギー化が図られており、エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）排出量も減少しているが、教育・研究を活性化させつつ、過度な節電が強いられることのないよう、上記の取組の更なる推進が必要である。

○ 次期5か年計画期間は、最終年度が地球温暖化対策計画における温室効果ガス51%削減の目標年度（2030年度（令和12年））であることから引き続きカーボンニュートラルの実現を目指し、中長期的な視点から省エネルギー及び創エネルギー等の取組の更なる推進が必要となる。

⁵⁵ 部局の枠を超えて学内の資源配分を戦略的に見直し、機動的に決定、実効し得るよう、経営面での学内体制を強化するとともに、学内コンセンサスの確保に留意しつつも、全学的な視点に立った経営者層による意思決定。

- サステイナブルな社会の構築のためにも、国立大学法人等は先導的役割を果たすことが求められていることから、引き続き、施設整備費補助金における「ZEB 化先導モデル事業」及び「カーボンニュートラル推進事業」等により省エネルギー等の推進を進めること。また、外部の専門家の協力を仰ぐなど必要な体制等により、持続的な運用モデルを構築することが重要である。
- これまでも、外壁やサッシの断熱化、照明や空調設備の効率化など、省エネルギー化を推進する整備を行っているが、特に大規模改修の機会に既存設備の運用性能を分析し、実運用時の適正化・最適化を行い、性能検証するプロセス（コミッショニング）などを通じた更なる省エネルギーへの取組も有効である。なお、施設系職員と学内の建築系教員がこれらのプロセスを実施するために協働することも有効である。また、施設・設備の省エネルギー化により運用時に節減できた光熱費を適切に施設の維持管理等へ充当する好循環の仕組みを構築していくことも有効である。

(5) 財源の確保

- 国は最重要課題である老朽施設の耐災害性の強化や機能強化を図るための整備、ライフラインの更新について重点的に支援することとし、必要な予算の確保や円滑な施設整備が行えるための運用改善の検討に努める必要がある。
- 国立大学法人等の土地や施設は、更なる投資を多方面から呼び込む地域・社会にとって価値のある資産として、一層の魅力向上、有効活用を図ること。
- 国立大学法人等は地域連携プラットフォームを活用・発展させるなどして、地方公共団体、産業界、金融機関及び他の教育研究機関等、地域の様々なステークホルダーとの連携により多様な財源の確保・拡充を図ること。また、地方創生やカーボンニュートラルの実現の観点等から国や地方公共団体から様々な補助金やふるさと納税も含めた企業や個人による寄附金等の活用を検討すること。また、都市計画制度等を活用して、保有資産の有効活用等に取り組んでいる事例もあることから、施設整備に係る要件の緩和等について地方公共団体等に対して柔軟に対応できる協力体制を形成することも重要である。
- 施設の安定的かつ継続的な更新を図るため、減価償却引当特定資産の計上など内部留保を計画的に有効活用すること。
- 寄宿舍や施設使用料などの一定の収入が見込まれる施設等（宿泊施設、産学官連携施設等）については、資金調達の方法や管理運営の形態などを比較検討し、長期借入金の活用、債券発行や PPP/PFI 事業の導入など民間資金等を活用した施設整備の可能性を検討すること。

- 競争的研究費の間接経費の活用促進やスペースチャージの導入・拡大、ネーミングライツ、資産（土地、施設）の貸付等、サテライトキャンパスの有効活用（リカレント教育等）により得た収入について施設整備や維持管理へ充当する好循環の仕組みを構築していくことも有効である。
- 国は施設整備のために活用可能な制度・財源について、より積極的な活用を促すため、国立大学法人等の取組状況や具体的な整備事例等の情報提供を行うなど戦略的な施設マネジメントに必要な支援を行うことが必要である。なお、その際、国立大学法人等の規模や地域性等を考慮して示していくことが求められる。

（６）施設系職員に期待される役割

- ここまで掲げてきた施設マネジメントを長期的な視点を持って計画立案し、実施していくのは国立大学法人等の施設系部署であり、そこで勤務する施設系職員である。このため、共創拠点の実装化に向けた施設系職員の果たすべき役割について確認する。
- 施設系職員が有する建築等の専門分野に対する揺るぎない知識や技術とそれらに基づく計画立案、さらにその専門的な知識を活かした学内外への折衝能力は重要であり、引き続き、こうした能力の活用が期待されることは言うまでもない。
- これに加え、職員自らがイノベーション・コモンズ(共創拠点)としての役割を期待して、設計段階から関与し、施設整備を行うという事例も増えてこよう。この場合、施設としての期待される機能を十全に発揮し、キャンパス全体のイノベーション・コモンズを想定通りに進めるにあたって、施設整備に関与した職員は、その後の活用のされ方について関与していくなど、自らがイノベーション・コモンズ（共創拠点）を創り上げ、理想的なキャンパスを完成させていくという役割も期待されることになる。この役割は、国立大学法人等の施設整備を行うという職員特有のものであり、こうした特性をアピールしながら、人材育成や優秀な若者の確保に努めることが期待される。

2. 次期5か年計画における整備目標 (WG①)

- 国立大学法人等のキャンパスを、長期にわたり教育研究の基盤として機能させるためには、長期的視点に立った見通しの下で整備を進める必要があることから、今後、国立大学法人等全体として必要となる整備面積等を明らかにし、計画的・重点的な整備を推進するとともに、共創拠点の実装化と地域の防災拠点の実現に向け、その必要性について広く理解を得ることが重要である。
- 次期5か年計画期間においては、前述の施設の現状や課題と方向性を考慮しつつ、共創拠点や防災拠点として十分な機能を持ち、質が高く、魅力的で安全な教育研究環境の確保とその一層の高度化に向けて、次に掲げる整備を推進することが必要である。
- なお、以下の検討は、国立大学法人等全体として今後必要となる整備量の大枠を把握するための一定の仮定に基づいた試算であり、具体の長寿命化に向けたライフサイクルの検討や整備内容については、各国立大学法人等における状況に応じて行われるべきものであり、必ずしも全ての施設について試算のライフサイクルや整備内容の通りに改修等しなければならないことではない。
- また、試算に用いた単価は、一定の仮定によるものでありリスク・不確実性があること、建設業界を取り巻く環境の変化等も生じ得ることから、引き続き経済の状況を注視して必要な見直しを行うべきである。

(1) 耐災害性と機能の強化（老朽改善整備）

- 国立大学法人等の施設は、我が国最大の知のインフラであり、国家的な資産を成すものであることから、資産形成となる大規模改修は、国が重点的に実施する必要がある、国立大学法人等においても、多様な財源の性能維持改修による長寿命化への積極的な投資が望まれる。こうした考えに基づき、戦略的リノベーションや性能維持改修による老朽改善を基本とした耐災害性と機能の強化によって、国立大学法人等の施設を、最大限有効活用しながら、安全・安心で質の高い魅力ある教育研究環境を確保することが重要である。
- 長寿命化のライフサイクルとしては、経年 20～24 年で性能維持改修（屋上防水、外壁改修等）、45～49 年で大規模改修、70～74 年で再度性能維持改修し、100 年程度（80～100 年）と仮定する。
- 施設の長寿命化を図る上で、施設の総量の最適化と重点的な整備の観点が重要であり、長期的に必要となる施設と将来的に不要となる施設を峻別することが必要である。そのため、老朽化した施設の一定割合については取壊しを見込むこととする。また、老朽化した膨大な施設を限られた予算の中で効果的・効率的に整備していくためには、全ての施設を一様に改修するのではなく、重点的な投資により教育研究等のニーズに対応して機能強化する施設、

主として物理的な性能を維持する施設、最小限の投資により安全性を確保する施設に分類する等、国立大学法人等における状況に応じて施設整備や維持管理の範囲や内容等についてメリハリをつけることが重要である。

- 戦略的リノベーションと長寿命化による老朽改善整備の目標としては、第3章1（2）①で示した性能維持改修を考慮した老朽化率を指標とし、中長期的に展望したときには、次期計画以降の10年間には老朽改善が必要な施設量のピークを迎えるとともに、激甚化・頻発化している大規模自然災害に早急に対応するため、老朽改善整備の加速化を図る必要がある。また、長期的（25年程度）に耐災害性を強化できるよう、次期5か年計画開始時の老朽化率約31%（附属病院を除く）以下に抑制することを最低限の目安とする。

- 以上の考え方を踏まえ、取り壊し・改築を含む大規模改修等が約184～238万㎡（約37～48万㎡/年）、性能維持改修が約169～499万㎡（約34～100万㎡/年）、合計で約353～737万㎡（約71～147万㎡/年）を、現時点での次期5か年計画における老朽改善整備の目安とする。なお、引き続き、現行計画の進捗状況や市場・経済の状況等を確認しつつ、次期計画における整備目標を設定していくことが必要である。

（2）キャンパスのレジリエンス確保（ライフライン更新）

- 国立大学法人等のライフラインは、（1）と同様に国家的な資産をなすものであり、その更新は国が重点に支援する必要がある、国立大学法人等においても、限られた財源の中にあっても最低限必要なライフライン更新を行えるよう、日常の点検・保守等実情を踏まえた施設系職員等の専門的な判断に基づき、建物と同等にライフラインが重要なものとして、事業実施に係る実情に応じた優先付けを含めて適切な施設整備計画を作ることが必要である。
- こうした考え方に基づき、次期5か年計画期間では、通常の維持管理では対応できない老朽化に起因する機能劣化の著しい基幹設備（ライフライン）についても、事故の未然防止及び災害時の教育研究の継続性の確保並びに学生教職員の安全・安心の確保や教育研究の発展に対応できるよう、耐災害性や機能の強化を図ることを目的とする。
- 一般的には、経年30年を超えると事故発生率が大きく上昇する傾向にあることから、おおむね法定耐用年数の2倍を超えるものを今後10年で計画的に整備（次期計画期間としてはその半分）することを目指すことを前提としつつ、各国立大学等が日常点検・保守等に基づいて定める個別施設計画等を踏まえたメリハリのある範囲（一部のライフラインは、喫緊に対応が必要な部分として、法定耐用年数の2倍を超える設備の5割）を対象とするが、25年程度の長期的な老朽状況の定常状態へ移行していくことで将来的な費用の平準化を目指していくことも必要である。
- 上記を踏まえ、配管・配線約1,641～2,139km、設備機器約1,715～3,463台を、現時点での

次期5か年計画におけるライフライン更新の目安とする。老朽改善整備同様に、現行計画の進捗状況や市場・経済の状況等を確認しつつ、次期計画における整備目標を設定していくことが必要である。

(3) 新たな教育研究ニーズに対応するためのスペース確保（新增築整備）

- 国立大学法人等においては、教育研究機能の強化や社会への一層の貢献が求められているところ、そのためのスペースは、既存施設の戦略的リノベーションや施設マネジメントの取組等によるスペースの効率化・再配置により確保することを原則とする。既存施設の有効活用等のみでは対応が困難で、真にやむを得ないものについては新增築による整備を図ることとし、現行計画による実績も踏まえ、現時点での次期5か年計画における新增築整備の目安は約15万㎡とする。
- なお、新增築については、将来にわたって維持管理費及び改修や取り壊し費用等の増大に繋がるため、ライフサイクルコストの財源の見通しを確保する等、国立大学法人等が総量の適正化に留意することが重要である。
- 現時点で予想できない社会的要請等によるニーズに基づいて、国立大学法人等全体で相当規模の新增築整備が生じた場合には、5か年計画の目標や実績の外数とすること等の検討も必要である。

(4) 先端医療・地域医療を支える病院の機能強化（附属病院整備）

- 附属病院については、これまで、既存施設の老朽・狭隘解消や、教育研究機能の向上、先端医療や地域医療に対応した施設設備を実現するため、中央診療棟・外来棟・病棟を計画的に再生整備する再開発整備を実施してきた。
- 先端医療・地域医療を支える拠点として、引き続き再開発整備を推進しつつ、今後、新たな感染症や災害等の不測の事態が発生した場合でも医療活動を継続するために必要な施設の整備や、個々の附属病院における役割に応じた新たな施設機能の確保等を行うため、各国立大学法人において中長期的な整備計画を立案し計画的な整備を図ることが必要である。
- 再開発整備による大規模改修や新增築・改修を実施する際には施設の長期利用を前提とし、費用対効果も考慮したうえで、医療技術や仕組み等の変革に柔軟に対応できる可変性を有する施設となるよう計画とすることが重要である。
- 附属病院の施設整備については、主に財政融資資金を活用しこれまでも計画的に推進してきたところであり、事業の継続性等や各大学の整備計画を十分踏まえ、現時点では次期5か年計画における大学附属病院整備は約20万㎡を目安とする。なお、各大学の整備計画は、経済の状況等を踏まえて変更・修正されることも想定されるため、引き続き、各大学の需要等

を把握するとともに予算の効率的な執行・事業の円滑な実施に向けた運用改善を検討することが必要である。

- また、附属病院における通常の維持管理では対応できない老朽化に起因する機能劣化の著しい基幹整備（ライフライン）についても、未然に事故を防止し、診療機能が継続できるよう、機能の向上を図ることを目的とした計画的な整備が必要である。

（５）次期５か年計画の整備目標

- これら老朽改善整備約 353～737 万㎡、新增築 約 15 万㎡、附属病院約 20 万㎡を合計すると、次期５か年計画の整備の目安として約 388～772 万㎡、附属病院を除くライフライン更新の目安としては配管・配線約 1,641～2,139km、設備機器約 1,715～3,463 台となり、一定の仮定の下における所要額の試算としては約 9,640 億円～ 1 兆 2,805 億円となった。今後も見込まれる経済成長を踏まえれば、約 1 兆 3 百億円～ 1 兆 4 千億円が見込まれる。

1. 老朽改善整備	353万㎡/期 5,974億円/期	～	737万㎡/期 8,381億円/期
	大規模改修・改築等	～	238万㎡/期 4,888億円/期
	性能維持改修	～	499万㎡/期 3,493億円/期
2. ライフライン更新	1,034億円/期	～	1,792億円/期
	配管・配線	～	2,139km/期 552億円/期
	設備機器	～	3,463台/期 1,240億円/期
小計	7,008億円/期	～	10,173億円/期
3. 新增築整備	15万㎡/期 720億円		
4. 附属病院整備	20万㎡/期 1,912億円/期		
合計	388万㎡/期 9,640億円/期	～	772万㎡/期 12,805億円/期
次期計画開始時での見込み	10,305億円/期	～	13,980億円/期

図表 24 整備の目安等の試算

- 国立大学法人等のキャンパスは国家的な資産を形成するものであり、最重要課題である老朽改善整備等のうち、資産形成を成す大規模改修やライフラインの更新については、特に国が重点的に支援するべきと考えられることから、国は必要な予算を確保することが必要であるとともに、各国立大学法人等においても積極的に多様な財源を活用し、施設の長寿命化を含む施設整備の充実を図ることが必要である。

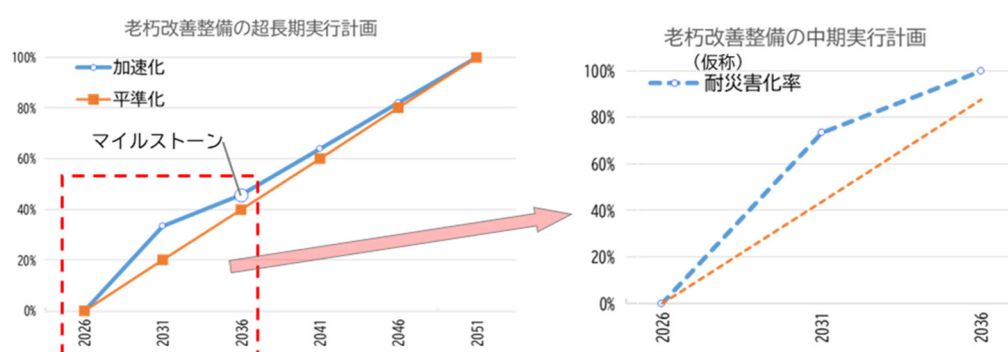
- なお、上記の試算は共創拠点の実装化に必要な最低限のものであり、各国立大学法人等の

ビジョン等に応じた共創拠点の内容によっては、より多くの投資が必要となることも考えられ、その場合には、より一層の社会からの投資を呼び込むための取組について、国立大学法人等と社会が一緒になって考えていくことが必要である。

- 引き続き、現行計画期間における整備の進捗状況や市場・経済の状況等を確認しつつ、次期5か年計画における整備目標を設定していくことが必要である。

【6】整備目標に係るフォローアップ

○ 次期5か年計画における老朽改善整備及びライフライン更新の整備の目安は、耐災害性の強化等を必要とする国立大学法人等全体の整備量は膨大であるため、長期的な計画に基づいたものとなっているが、そのフォローアップに当たっては、長期的目標への進捗と併せて中間でのマイルストーンを設定することが有効である。また、その指標については、国立大学法人等が前向きに受け取れるように、成果の進行に伴って指標値も上昇することで達成感が得られるようなものに設定することが望ましい。



図表 25 フォローアップ指標のイメージ

第6章 最終報告書に向けた検討事項

本章では、来年度より具体的な検討が必要な事項について、整理することとする。

- 国立大学法人等における共創拠点の実装化を図るため、個々の国立大学法人等で取り組んでいる効果的な共創拠点の実現に向けた取組事例について、全国の国立大学法人等に横展開する必要があることから、追加調査の実施を検討する。
- 共創拠点の実装化に向けて、多様な財源を獲得する仕組み等について、具体的な取組事例を調査し、具体化の方法を検討する。
- 次期5か年計画における整備目標について、現行の5か年計画の進捗状況や市場・経済の状況等を確認しつつ、より具体的な整備目標を検討する。
- 国や関係機関で議論されている国立大学法人等の施設に関連する施策等について、その議論の状況を整理し、最終報告に盛り込むか検討する。